

第三十一卷

〔第一段〕 詞書

上人の勸化、一朝にみち、四海に」をよふ、しかるに、門才のなかに専修に」名をか
り、本願に事をよせて、「放逸のわきをなすものおほかり」けり、これによりて、南
都北嶺の衆徒、「念佛の興行をとかめ、上人の化」導を障導せむとす、土御門院の御
宇、「門徒のあやまりを師範におほせて、「蜂起するよしきこえしかとも、「なにと
くてやみにしほとに、「元久元年の冬のころ、山門大講堂」の庭に三塔会合して、専
修念仏」を停止すへきよし、座主大僧正真性」に訴申けり、「

釈文

門弟のなかに放
逸の業をなすも
の多し

上人の勸化、一朝に満ち、四海に及ぶ。然るに、門弟の中に専修に名を借り
本願に事を寄せて、放逸の業を為す者多かりけり。これによりて、南都北嶺の衆
徒、念仏の興行を咎め、上人の化導を障導せむとす。土御門院の御宇、門徒の
誤りを師範におおせて、蜂起する由聞こえしかども、何となくて止みにし程に、元

山門三塔、專修
念仏停止を座主
真性へ訴える

久元年の冬の頃、山門大講堂の庭に三塔会合して、專修念仏を停止すべき由、
座主大僧正（真性）に訴え申しけり。

〔第二段〕 詞書

上人、この事を聞給て、すゝみては「衆徒の鬱陶をやすめ、しりそき」ては弟子の僻見をいましめむため」に、上人の門徒をあつめて、「七箇條の事をしるして起請をなし、」宿老たるともから八十餘人をゑら」ひて連署せしめ、なかく後證に「そなへ、すなはち座主僧正二進せらる、」件起請文云、「

あまねく予か門人、念仏の上人不につく、

一、いまた一句の文義をうか、はすして、「真言止觀を破し、餘の佛菩薩を」謗することを停止すへき事、

一、無智の身をもちて、有智の人ニ對し、別解別行の輩ニあひて、「このみて諍論をいたす事を」停止すへき事、

一、別解別行の人に對して、「愚癡偏執の心を」もちて、本業を棄置せよと稱して、「あなかにこれをきらひわらふ事」を停止すへき事、

一、念佛門にをきては戒行なしと」号して、もはら姪酒食肉をすゝめ、」たまく律

儀をまもるをハ、雜行」人となつて、弥陀の本願を憑」ものは、造悪をおそる、ことなかれと」いふ事を停止すへきこと、」

一、いまた是非をわきまへさる癡人、」聖教をはなれ、師説をそむきて、」ほしきま、に私の義をのへ、みたり二」諍論をくはたて、智者にわらはれ、」愚人を迷乱する事を停止す」へき事、」

一、愚鈍の身もちて、こと二唱導を」このみ、正法をしらす、種々の邪法」をときて、無智の道俗を教化する」事を停止すへき事、」

一、みつから佛教にあらさる邪法を」ときて、いつはりて師範の説と号」することを停止すへき事、」

元久元年甲子十一月七日沙門源空在判

信空 感聖 尊西 證空

源智 行西 聖蓮 見仏

道巨 導西 寂西 宗慶

西縁 親蓮 幸西 住蓮

西意 佛心 源蓮 源雲

欣西 生阿 安照 如進

成願	蓮生	西尊	祥寂	鏡西	業西	示蓮	詣西	蓮惠	西入	大阿	禪忍	行空	念西	義蓮	導空
覺信	阿日	良信	戒心	仙空	仰善	念生	祥圓	源海	円智	西住	學西	道感	行首	安蓮	昌西
自阿	靜西	綽空	顯願	惟西	忍西	尊蓮	辨西	安西	導衆	実光	玄耀	西觀	尊淨	導源	道也
願西	度阿	善蓮	佛真	好西	住阿	尊忍	空仁	教芳	尊佛	覺妙	澄西	尊成	歸西	證阿	遵西

連署の交名かくのことし、執筆右大辨「行隆息、法蓮房信空也。」又座主ニ進せらる、起請文云、近日の「風聞にいはいはく、源空、偏に念仏の教を」すゝめて、餘の教法をそしる、諸宗「これによりて凌夷し、諸行これに」よりて滅亡す、云々、この旨を傳聞に「心神驚怖す、つゝに緯山門にきこえ、」議衆徒に及て、炳誠を加へきよし「貫首へ申送られ早、此條、一にハ衆勸を」おそれ、一には衆恩をよろこぶ、おそるゝ」ところは、貧道の身もちて、忽ニ山洛の「いきとをりニをよふ、毘ところハ、謗法の」名をけして、なかく華夷の謗をと、めん、「もし衆徒の糺断にあらすは、争」貧道の愁歎をやすめむや、凡弥旆の本願云、「唯除五逆、誹謗正法と、念佛をすゝめむ」輩、むしろ正法をそしらんや、僻説を「もちて弘通し、虚誕をもちて披露せハ、」尤糺断あるへし、尤炳誠あるへし、「のそむところなり、ねかふところなり、」此の子細、先年沙汰の時、起請を進了、「其後いまた變せず、かさねて陳するに」あたはずといへとも、嚴誠すてに「重疊の間、誓状又再三にをよふ、」上件の子細、一事一言、虚言をもちて「会釋をまうけは、毎日七萬遍の念仏」むなく其利をうしなひ、「三途」に墮在して、現當二世の依身、「つねに重苦しつみて、なかく」楚毒を受了、伏乞、當寺の諸尊、「満山の護法、證明知見したまへ、」源空敬白、取證、

元久元年十一月七日

源空

釈文

法然上人、門弟
連署の七箇条の
起請文を座主に
進ぜらる

七箇条制誡

上人、この事を聞き給いて、進みては衆徒の鬱陶を休め、退きては弟子の僻見を戒めむ為に、上人の門徒を集めて七箇条の事を記して起請を為し、宿老たる輩、八十余人を選びて連署せしめ、長く後証に備え、則ち座主僧正に進ぜらる。件の起請文に云く、

「遍く子が門人、念仏の上人等に告ぐ。

一、未だ一句の文義を窺わずして真言止観を破し、余の仏・菩薩を謗する事を停止すべき事。

一、無智の身もちて有智の人に対し、別解・別行の輩に遇いて、好みて諍論を致す事を停止すべき事。

一、別解・別行の人に対して、愚癡偏執の心もちて、本業を棄置せよと称して、強ちにこれを嫌い噎う事を停止すべき事。

一、念仏門に於きては、戒行なしと号して、もつぱら姪酒食肉を勧め、適律儀を守るをば、雑行人と名付けて、弥陀の本願を憑む者は、造悪を恐るる事なかれという事を停止すべき事。

一、未だ是非を弁えざる癡人、聖教を離れ、師説を背きて恣に私の義を述べ、妄りに諍論を企てて智者に咲われ、愚人を迷乱する事を停止すべき事。

一、愚鈍の身をもちて、殊に唱導を好み、正法を知らず、種々の邪法を説きて、無智の道俗を教化する事を停止すべき事。

一、自ら仏教にあらざる邪法を説きて、偽りて師範の説と号する事を停止すべき事。

元久元年(甲子)十一月七日 沙門源空(在判)

念西	義蓮	導空	欣西	西意	道亘	源智	信空	元久
ねんさい	ぎれん	どうくう	こんさい	さいい	どうかん	げんち	しんくう	げんきゆう
行首	安蓮	昌西	生阿	仏心	導西	行西	感聖	元年
ぎようしゆ	あんれん	しやうさい	しやうあ	ぶつしん	しんれん	ぎようさい	かんしやう	(甲子)
尊淨	導源	道也	安照	源蓮	親蓮	聖蓮	尊西	十一月
そんじやう	しやうげん	じやうや	あんしやう	げんれん	こうさい	しやうれん	けんさい	七日
歸西	証阿	遵西	如進	源雲	住蓮	宗慶	証空	沙門
きさい	しやうあ	じゆんさい	によしん	げんうん	じゆうれん	しゆうけい	しやうくう	源空
								(在判)

行空 道感 西観 尊成

禅忍 学西 玄耀 澄西

大阿 西住 実光 覚妙

西入 円智 導衆 尊仏

蓮恵 源海 安西 教芳

詣西 祥円 弁西 空仁

示蓮 念生 尊蓮 尊忍

業西 仰善 忍西 住阿

鏡西 仙空 惟西 好西

祥寂 戒心 顕願 仏真

西尊 良信 綽空 善蓮

蓮生 阿日 静西 度阿

成願 覚信 自阿 願西

連署の交名斯くの如し。執筆右大弁行隆が息、法蓮房信空也。

又、座主に進ぜらるる起請文に云く、近日の風聞に云く、「源空、偏に念仏の教

えを勧めて、余の教法を誘る。諸宗これによりて凌夷し、諸行これによりて滅

亡す(云々)この旨を伝へ聞くに、心神驚怖す。遂に緙山門に聞こえ、議衆徒に及びて、炳誠を加うべき由、貫首へ申し送られ畢んぬ。此の条、一には衆勸を恐れ、一には衆恩を喜ぶ。恐るる所は、貧道の身をもちて、忽ちに山洛の憤りに及ぶ。喜ぶ所は、謗法の名を消して、永く華夷の謗りを止めん。若し、衆徒の糺断にあらずば、争でか貧道の愁歎を休めむや。凡そ弥陀の本願に云く、「唯除五逆、誹謗正法」と。念仏を勧めむ輩、寧ろ正法を謗らんや。僻説をもちて弘通し、虚誕をもちて披露せば、尤も糺断あるべし、尤も炳誠あるべし。望む所なり、願う所なり。此等の子細、先年沙汰の時、起請を申し了んぬ。其の後未だ交ぜず、重ねて陳ずるに能わずと雖も、嚴誠既に重畳の間、誓状又再三に及ぶ。上件の子細、一事一言、虚言をもちて会釈を儲けば、毎日七万遍の念仏、虚しく其の利を失い、三途に墮在して、現当二世の依身、常に重苦に沈みて、永く楚毒を受け了んぬ。伏して乞う、当寺の諸尊、満山の護法、証明知見し給え。源空敬白(詮を取る)。

元久元年十一月七日 源空

〔第三段〕 詞書

月輪殿、この事を歎給て、座主大僧正ニ進せらる、御消息云、念仏弘通の間ノ事、源空上人の起請消息不、山門に披露の後、動靜如何、尤不審、如風聞者、餘行を」と、むへきよし、勸進の條不可然、云々、此条に」をきては、善導の意、此旨をのふるに似たり、」然而、旨趣甚深也、行者おもふへし、抑、諸宗」成立の法、をのく自解を專にして、餘教を」なんともせず、弘行の常の習、先徳の故実也、」これを異域にとふらへは、月氏にはすなはち」護法、清辨、空有の諍論、震旦ニハ又、慈恩、」妙楽、權実の立破、是を我國に尋れば、」弘仁の聖代に、戒律大小のあらそひありき、」天曆の御宇ニ、諸法淺深の談あり、八宗」きおひて定準とし、三國傳て軌範とす、」しかれとも、あらかしめ末世の邪亂を」かゝみて、諸宗の對論をと、められてより」このかた、宗論なく跡をけつり、仏法これか」ために安全なり、就中、浄土の一宗に」をきては、古來の行者、偏に無染無着の」浄心を凝て、専修專念の一行に住す、」他宗ニ對て執論をこのます、餘教ニ比て」是非を判せず、獨出離をねかひ、かならず」往生をとくる直道也、但弘教嘆法のならひ、」聊又、其心なきにあらざるか、所謂源信」僧都、往生要集の中に、三重の問答を」いたして、十念の勝業をほむ、

念佛の「至要なる事、この釋ニ結成せり、禪林の永觀、徳、」恵心にをよはすといへとも、行淨業を「つけり、撰ところの拾因、其心また一なり、」普賢觀音の悲願をかむかへ、勝如教信か「先蹤をひきて、念佛の餘行ニすくれ」たることを證す、彼時、諸宗の輩、恵学「林をなし、禪定水をたふ、しかりといへとも、」恵心をもとかめす、永觀をも罰せず、「諸教を滅することなく、念佛もさまたけ」なかりき、是則世すなほに人なをかりし「ゆへ也、しかるに今、代澆季にをよひ、」時鬪諍ニ属して、能破所破、ともに偏執「よりおこり、正論非論、みな喧嘩ニをよふ、」三毒うちに催し、四魔ほかにあらはるゝか「いたすところなり、爰小僧、幼年の昔より」衰暮の今にいたるまで、自行おろそかなりと「いへとも、本願を憑み、罪業おもしろいへとも、」往生をねかふ、うますおこたらずして、「四十餘廻の星霜を、くり、弥もとめ、」いよく、みて、数百萬遍の佛号を」となふ、頃年よりこのかた、病せまり命「あやうし、帰泉ちかきにあり、浄土の」教迹、此時にあたりて滅亡しなんとす、「これを見これを聞て、いかてかたへ、いかてか」しのはん、三尺の焔の霜肝をさき、一寸の「赤焰むねをこかす、天にあふきて」嗚咽し、地をたきて愁悶す、何况、「上人、小僧にをきて出家の戒師たり、」念佛の先達たり、罪なくして「濫刑をまねき、つとめありて重科に」處せは、法のため、身命を惜へからず、「小僧かはりて罪をうくへ

し、もて」師範のとかをつくのはんとおもふ、」もて浄土の教をまもらんと思ふまく

のミ、」死罪く、敬白、取詮、」

十一月十三日 専修念佛沙門圓證」

前大僧正御房」

上人誓文ニをよひ、禅閣會通をまうけ」たまひければ、衆徒の訴訟と、まりに」けり、」

釈文

月輪殿、この事を歎き、座主に進ぜられた消息

月輪殿、この事を歎き給いて、座主大僧正に進ぜらるる御消息に云く、念仏弘通の間の事、源空上人の起請・消息等、山門に披露の後、動靜如何。尤も不審。風聞の如くば、余行を止むべき由、勧進の条然るべからず(云々)。此の条に於きては、善導の意、此の旨を述ぶるに似たり。然而、旨趣甚深也。行者おもふべし。抑、諸宗成立の法、各々自解を専らにして、余教を何ともせず。弘行の常の習い、先徳の故実也。これを異域に訪えば、月氏には則ち護法・清弁、空有の諍論、震旦には又、慈恩・妙楽、権実の立破、是れを我が国に尋ぬれば、弘仁の聖代に、戒律大小の争いありき、天曆の御宇に、諸法浅深の談あり。

浄土の一宗に於きては、専修念仏の一行に住す。執論を好まず

往生要集

往生拾因

八宗競いて定準とし、三国伝えて軌範とす。然れども、予め末世の邪乱を鑑みて、諸宗の対論を止められてよりこの方、宗論永く跡を削り、仏法これがために安全なり。就中、浄土の一宗に於きては、古来の行者偏に無染無著の淨心を凝て、専修専念の一行に住す。他宗に対して執論を好まず、余教に比して是非を判ぜず。独り出離を願ひ、必ず往生を遂ぐる直道也。但し、弘教嘆法の習い、聊か又、其の心なきにあらざるか。所謂源信僧都、『往生要集』の中に三重の問答を出して、十念の勝業を誉む。念仏の至要なる事、この釈に結成せり。禪林の永観、徳、恵心に及ばずと雖も、行淨業を継げり。撰ぶ所の『拾因』、其の心又、一なり。普賢・觀音の悲願を勸え、勝如・教信が先蹤を引きて、念仏の余行に優れたる事を証す。彼の時、諸宗の輩、惠学林を成し、禪定水を湛う。然りと雖も、恵心をも咎めず、永観をも罰せず、諸教を滅する事なく、念仏も妨げなかりき。是れ則ち、世素直に人直かりし故也。然るに今、代、澆季に及び、時、鬪諍に属して、能破・所破共に偏執より起こり、正論・非論皆喧嘩に及ぶ。三毒内に催し、四魔外に現れるが致す所なり。爰に小僧、幼年の昔より衰暮の今に至るまで、自行疎かなりと雖も、本願を憑み、罪業重しと雖も、往生を願う。倦まず怠らずして四十余廻の星霜を送り、弥求め、弥進

上人はわが出家
の戒師

專修念仏沙門円
証

みて、數百萬遍の仏号を唱う。頃年よりこの方、病迫り命危うし。帰泉近きに在り。淨土の教迹、此の時に当たりて滅亡しなんとす。これを見これを聞きて、いかでか堪え、いかでか忍ばん。三尺の秋の霜、肝を裂き、一寸の赤焰、胸を焦す。天に仰ぎて嗚咽し、地を叩きて愁悶す。何に況や上人、小僧に於きて出家の戒師たり、念仏の先達たり。罪なくして濫刑を招き、勤めありて重科に処せば、法の為、身命を惜しむべからず。小僧代わりて罪を受くべし。もて師範の科を償わんと思つ、もて淨土の教を守らんとするのみ。死罪死罪。敬白（詮を取る）。

十一月十二日 專修念仏沙門円証

前大僧正 御房

上人誓文に及び、禪閣会通を儲け給いければ、衆徒の訴訟止まりにけり。

〔第四段〕 詞書

其後、興福寺の鬱陶猶やます、同二年九月ニ峰起をなし、白疏をさゝく、彼状の「ことくハ、上人ならひに弟子権大納言公繼卿を」重科に處せらるへきよし訴申、これニつきて、同十二月廿九日 宣旨を下されて云、「頃年、源空上人、都鄙にあまね

く念佛を」す、む、道俗おほく教化ニおもむく、而今、「彼門弟の中に、邪執の輩、名を専修に」かるをもちて、咎を破戒にかへりみす、「是偏門弟の浅智よりおこりて、かへりて」源空か本懐にそむく、偏執を禁遏の「制に守といふとも、刑罰を誘論の輩ニ」くはふることなかれと、云も、取詮、君臣の「歸依あさからさりしかは、た、門徒の」邪説を制して、とかを上人ニかけられ」さりけり、」

釈文

興福寺、蜂起を為し、上人と藤原公継を重科に処すべき由訴える

宣旨下り、咎を上人に帰せられず

其の後、興福寺の鬱陶猶止まず、同二年九月に蜂起を為し、白疏を捧ぐ。彼の状の如くば、上人並びに弟子権大納言公継卿を重科に処せられるべき由訴え申す。これに就きて、同十二月二十九日、宣旨を下されて云く、「頃年、源空上人、都鄙に遍く念仏を勧む。道俗多く教化に赴く。而に今、彼の門弟の中に、邪執の輩、名を専修に借るをもちて、咎を破戒に顧みず。是れ偏に門弟の浅智より起こりて、返りて源空が本懐に背く。偏執を禁遏の制に守るといふとも、刑罰を誘論の輩に加うる事なかれ」と、(云々、詮を取る)。君臣の歸依浅からざりしかば、唯、門徒の邪説を制して、咎を上人に掛けられざりけり。

〔奥書〕

三十一卷析帛数廿三丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

第三十二卷

〔第一段〕 詞書

専修念佛の事、南都北嶺の鬱陶につき「て、上人のへ申さるゝむね、その謂ある歎のよし」謳歌し、衆徒のいきとをりも次才にゆるくなり「しかハ、上人、惣してハ生死をいとひ佛道に入へ」きいはれ、別してハ無智の道俗男女の念佛」するによりて、諸宗のさまざまけとなるへからさる」むね、聖覺法印に筆をとらしめ、「旨趣をのへられける状云、」

それ流浪三界のうち、いつれのさかひに「おもむきてか、釋尊の出世にあはさりし、」輪廻四生のあひたに、いつれの生をうけ」てか、如来の説法をきかさりし、花嚴」開講のむしろにもましハらす、般若演説」の座にもつらならず、鷲峯説法のにハにも」のそます、鶴林涅槃のみきりにもいたらす、「われ舍衛の三億の家にやゝとりけむ、しら」す、地獄八劫のそこにやすミけむ、はつへしく、「かなしむへしく、まさ」にいま、多生曠劫をへて」も、むまれかたき人界にむまれて、無量劫を」をくりても、あひかたき佛教にあへり、釋尊」の在世にあはさる事ハかなしみなりといへ」とも、

教法流布の世にあふ事を得たるハ、「これよろこひ也、たとへハ目しるたるかめの」
うき木のあなにあへるかとし、わか朝」に佛法の流布せし事も、欽明天皇あめの」
したをしろしめして十三年、みつのえさる」のとし、冬十月一日、はしめて佛法わた
り給ひ」し、それよりさきにハ、如來の教法も流布せさり」しかハ、菩提の覺路いま
たさかす、こゝにわれ」ら、いかなる宿縁にこたへ、いかなる善業に」よりてか、佛
法流布の時にむまれて、生死」解脱のみちをきく事をゑたる、しかるを、「いまあひ
かたくしてあふ事を得たり、「いたつらにあかしくらしてやみなんこそ」かなしけれ、
あるいは、金谷の花をもてあそひ」て、遅々たる春をむなくくらし、あるいは「南
楼に月をあさけりて、縵々たる秋の夜を」いたつらにあかす、あるいは、千里の雲に
はせて、「山のかせきをとりてとしを、くり、あるいは、万」里のなみにうかみて、
うみのいろくつをと」りて日をかさね、あるいは、嚴寒にこほりをし」のきて世路を
わたり、あるいは、炎天にあせを」のこひて利養をもとめ、あるいは、妻子眷属に」
纏はれて恩愛のきつなかりかたし、あるいは、「執敵怨類にあひて瞋恚のほむらやむ
事」なし、惣してかくのことくして、晝夜朝暮、行」住坐臥、時としてやむ事なし、
た、ほしきま、」にあくまで三途八難の業をかさぬ、しかれば」ある文にハ、一人一
日中八億四千念、念念中所」作皆是三途業といへり、かくのことくして、昨日」もい

たつらにくれぬ、今日も又、むなしくあけぬ、」いまいくたひかくらし、いくたひかあかさん」とする、それあしたにひらくる榮花ハ、ゆふへの「風にちりやすく、ゆふへにむすふ命露ハ、あし」たの日にきえやすし、これをしらすして、つねに「さかえん事をおもひ、これをさとらすして、」あらん事をおもふ、しかるあいた、無常の風ひ」とたひふけハ、有為のつゆなかくきえぬれは、「これを曠野にすて、これをとをき山にをくる、」かはねハつるにこけのしたにうつもれ、たま」しるハひとりたひのそらにまよふ、妻子眷属」ハ家にあれともとなハす、七珠万寶ハくらに」みでれとも益もなし、たゝ身にしたかふものは」後悔の涙也、ついに閻魔の廳にいたりぬれハ、つ」ミの浅深をさため、業の輕重をかんかへらる、法王」罪人にとひていはく、なんち佛法流布の世に」むまれて、なんそ修行せずしていたつらに歸り」きたるや、その時にハ、われらいか、こたえん」とする、すみやかに出要をもとめて、むなし」く歸る事なかれ、」

そもく、一代諸教のうち、顯宗密宗、大乘小乘、權」教實教、論家、部八宗にわかれ、義万差につらな」りて、あるいは、万法皆空の宗をとき、あるいは、諸」法實相の心をあかし、あるいは、五性各別の義をた」て、あるいは、悉有佛性の理を談し、宗々に究竟至」極の義をあらそひ、各々に甚深正義の宗を論す、」みなこれ經論の實

語也、如來の金言也、あるいは、機」をと、のへてこれをとき、あるいは、時をか、みてこれ」ををしへ給へり、いつれかあさく、いつれかふかき、とも」に是非をわきまへかたし、かれも教、これも教、た」かひに偏執をいたく事なかれ、説のことく修行」せは、みなことくく生死を過度すへし、法のことく」修行せハ、ともにおなしく菩提を證得すへし、」修せすしていたつらに是非を論す、たとへハ目しる」たる人の、いろの淺深を論し、み、しるたる人の、」こゑの好悪をいはんかことし、た、すへからく修」行すへし、いつれも生死解脫のみち也、しかるに、」いまかれを學する人ハこれをそねみ、これを誦」する人ハかれをそしる、愚鈍のもの、これかため」にまとひやすく、淺才の身、これかためにわきまへ」かたし、たま／＼一法におもむきて功をつまむ」とすれハ、すなハち諸宗のあらそひたかひにき」たる、ひろく諸教にわたりて義を談せんとおも」へハ、一期のいのちくれやすし、かの蓬萊方丈瀛」州といふなる三の山にこそ、不死のくすりハあり」ときけ、かれを服してまれ、いのちをのへて漸」に習ハ、やと思へとも、たつぬへきかたもおほえ」す、もろこしに秦皇漢武ときこへし御門、これを」き、てたつねにつかハしたりしかとも、童男非女、」ふねのうちにしてとし月を、くりき、彭祖か七」百歳の法、むかしかたりにていまの時につたゑか」たし、曇鸞法師と申し人こそ佛法のそこを」きわめたりし人の、いの

ちハあしたを期し」かたしとて、佛法をならハむかために、長生の仙」の法をハつたへ給ひけれ、時に菩提流支と申三藏ましましき、曇鸞かの三藏の御まへに」まうて、申給やうハ、佛法の中に長生不死の」法、この土の仙經にすぎたるありや、と、ひ給」けれハ、三藏地につわきをハきての給ハく、この」方ハいつくんそとところに長生の法あらん、た」とひ、長年を得てしハらくしなすとも、つる」に三有に輪廻すとの給て、すなハち觀無量壽」經をさつけて、大仙の法也、これによりて修行す」れハ、さらに生死を解脱すへし、との給き、曇鸞こ」れをつたへて、仙法をたちまちに火にやきて、」これをすつ、觀無量壽經によりて、浄土の行を」しるし給き、その、ち、曇鸞、道綽、善導、懷感、」少康ハにいたるまで、このなかれをつたへ給え」り、そのみちをおもひて、いのちをのへて大仙の」法をとらんとおもふに、又、道綽禪師の安樂集」にも、聖道浄土の二門をたて給ふハこの心なり、」その聖道門といふハ、穢土にして煩惱を断して、」菩提にいたる也、浄土門といふハ、浄土にむまれて、」かしこにして煩惱を断して、菩提にいたる也、」いまこの浄土宗についてこれをいへハ、又、觀經に」あかすところの業因、一にあらす、三福、九品、十三定善、そ」の行しなく」にわかれて、その業まち」につらなれり、まつ」定善十三觀といふハ、日想、水想、地想、寶樹、寶池、寶樓、」花座、像想、真身、觀音、勢至、普觀、こ

れ也、つきに、「散善九品といふハ、一にハ孝養父母、奉事師長、慈心不」殺、修十善^業〇、二にハ受持三帰、具足衆戒、不犯威儀、三にハ發菩提心、深信因果、讀誦大乘、勸進行者也、「九品ハかの三福の業を開して、その業因にあつ、「つふさにハ觀經に見えたり、惣してこれをいへハ、「定散二善の中にもれたる往生の行ハあるへからす、「これによりて、あるいハいつれにもあれ、たゞ、有縁」の行におもむきて功をかさねて、心にひかん法に」よりて行をはけまハ、ミなことくく往生をとくへし、「さらにうたかひをなす事なかれ、いましハらく」自法につきてこれをいは、まさに「いま定善の觀」門ハかすくにつらなりて十三あり、散善の業因は、「まちく」にわかれて九品あり、その定善の門にいらんとす」れハ、すなハち意馬あれて、六塵の境にハす、かの散善の」門にのそまむとすれハ、又、心猿あそむて、十惡のえたにうつる、「かれをしつめんとすれとも得ず、これをと、めんとすれとも」あたはず、いま、下三品の業因を見れハ、十惡五逆の衆生、「臨終に善知識にあひて、一聲十聲阿弥陀佛の名号を」となへて往生す、と、かれたり、これなんそわれらか分にあら」さらんや、かの釋の雄俊といひし人ハ、七度還俗の悪人也、「いのちをハリてのち、獄率閻魔の廳庭にゐてゆきて、南」閻浮提才一の悪人、七度還俗の雄俊、ゐてまいりてはんへり、と」申けれハ、雄俊申ていはく、われ在生の時觀無量壽經をみ」しかハ、五逆

の罪人、阿弥陀ほとけの名号をとなへて極樂に「往生す、とまさしくとかれたり、われ七度還俗すといへとも、」いまた五逆をはつくらす、善根すくなしといへとも、念佛十」聲にすぎたり、雄俊もし地獄におちハ、三世の諸佛」妄語のつみにおち給へし、と高聲にさけひしかハ、法王ハ」理におれて、たまのかふりをかたふけて、これをおかみ、弥陀」ハちかひによりて、金蓮にのせてむかへ給き、いはんや七度」還俗をよハさらんをや、いはんや一形念佛せんをや、男女」貴賤行住坐臥をえらハす、時處諸縁を論せず、これを」修するにかたからす、乃至臨終に往生を願求するにそのたよ」りをえたりと、楞嚴の先徳のかきをき給へる、まことなるかな」や、又、善導和尚この觀經を釋しての給ハく、娑婆の化」主、その請によるかゆへに、ひろく浄土の要門をひらき、安」樂の能人、別意の弘願をあらハす、その要門といは、すなハち、」この觀經の定散二門これ也、定ハすなハちおもひをやめて」もて心をこらし、散ハすなハち悪を廢して善を修す、こ」の二行をめくらして往生をもとめねかふ也、弘願といハ大」經にとくかことし、一切善惡の凡夫のむまる、ことをうるもの、」みな阿弥陀佛の大願業力に乗して増上縁とせすといふ」ことなし、又、ほとけの密意弘深にして教文さとりかた」し、三賢十聖もはかりて、うか、ふところにあらず、」いはんやわれ信外の輕毛也、さらに旨趣をしらんや、」あふいておもんみれハ、釋迦ハこの方

にして發遣」し、弥陀ハかのくにより來迎し給ふ、こゝにやり、かしこ」によはふ、
あにさらさるへけんや、といへり、しかれハ定善」散善弘願の三門をたて給へり、そ
の弘願といは、大經」云、設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生我國、乃至十念、
若不生者、不取正覺、唯、除五逆誹謗正法、といへり、善導」釋しての給ハく「若我
成佛、十方衆生、稱我名号、下至十」聲、若不生者、不取正覺、彼佛、今現在世成佛、
當知、本誓重」願不虛、衆生稱念必得往生、云、觀經の定散兩門をとき」をハりて、
佛、告阿難、汝好持是語、ヒヒヒ者、即是持无」量壽佛名、云、これすなはちさきの
弘願の心也、又、おなし」き經の真身觀にハ、弥陀身色如金山、相好光明照十」方、
唯、有念佛蒙光攝、當知、本願最爲強、云、又、これ」さきの弘願のゆへなり、阿弥
陀經にいハく不可以少善」根福德因緣得生彼國、若善男子善女人、聞説阿弥」陀佛、
執持名号、若一日、若二日、乃至七日、一心不乱、其人」命終時、心不顛倒、即得往
生、云、つきの文に、六方にを」のをの恒河沙の佛まし〜て廣長舌相を出して、あ
ま」ねく三千大千世界におほひて、誠實の事也、信せよ、と」證誠し給へり、これ又、
さきの弘願のゆへ也、又、般舟三」昧經にいハく、跋陀和菩薩、阿弥陀にとひていは
く、いか」なる法を行してか、かのくに、むまるへきと、阿弥陀」ほとけの給ハく、わ
かくに、來生せんとおもはんものハ、つねに」我名を念してやすむ事なかれ、かくの

ことくしてわかくに、「來生する事をう、との給へり、これ又、弘願のむねをほとけ」みつからの給へり、又五臺山の大聖竹林寺の記にいはいはく、「法照禪師、清涼山のほりて大聖竹林寺にいたる、こゝに」二人の童子あり、一人をハ善財といひ、一人をハ難陀といふ、「この二人の童子、法照禪師をみちひきて、寺のうちにいれ」て、漸々に講堂にいたりて見れハ、普賢菩薩、无数」の眷属に圍繞せられて坐し給へり、文殊師利ハ一万の」菩薩に圍繞せられて坐し給へり、法照礼して、「とひたてまつりてはいはく、末法の凡夫ハいつれの法をか」修すへき、文殊師利こたへての給はく、なんちすてに」念佛せよ、いままさしくこれ時也と、法照又とひて」申さく、まさにいづれをか念すへきと、文殊又の給はく、こ」の世界をすきて、西方に阿弥陁佛まします、かのほとけ」まさに願ふかくまします、なんちまさに念すへしと、「大聖文殊、法照禪師にまのあたりの給ひし事也、」すへてひろくこれをいへハ、諸教にあまねく修せしめ」たる法門也、つふさにあくるにいとまあらず、しかるをこの」ころ念佛のよにひろまりたるによりて、佛法うせなんと」すと、諸宗の學者、難破をいたすによりて、人おほく念佛の」行を廢すときこゆ、いまた心えすはんへり、佛法ハこれ万年也、うしなハんとおもふとも、佛法擁護の諸天善」神まほり給ゆへに、人のちからにてハかなうへからず、」かの守屋の大臣カ佛法を破滅せんとせしかとも、法」命い

またつきすして、いまにつたはるかとし、い」はんや无智の道俗、在家の男女のちからにて、念佛」を行するによりて、法相三論も隠没し、天台花嚴も」廢する事なしかハ、あるへき念佛を行せすして」ゐたらハ、このともからハ一宗をも興隆すへきかは、」た、いたつらに念佛の業を廢したるはかりにて、ま」たくそれ、諸宗のをきろをもさくるへからず、しかれハ、」これおほきなる損にあらずや、諸宗のふかきなか」れをくむ南都北京の學者、兩部の大法をつたへ」たる本寺本山の禅徒、百千万の念佛世にひろま」りたりとも、本宗をあらたむへきにあらず、又、佛」法うせなんとすとて、念仏を廢せハ念佛ハ、これ佛法にあら」すや、たとへハ虎狼の害をにけて、師子にむかひて」はしらむかことし、餘行を謗し、念佛を謗せん、おなしく」これ逆罪也、とらおほかみに害せられん、師子に害せられ」む、ともにかならず死すへし、これをも謗すへからず、かれをも」そねむへからず、ともにミな佛法也、たかひに偏執する」ことなかれ、像法決疑經にいはいく、三學の行人、たか」ひに毀謗して、地獄にいること、ときやのことし、といへり、」又大論にいはいく、自法を愛染するゆへに、他人^{の法}を毀皆す」れハ、持戒の行人も、地獄の苦をまぬかれず、といへり、」又善導和尚のの給ハく、」

五濁増時多疑謗 道俗相簡不用聞

見有修行起瞋毒 方便破壞競生怨

如此生盲闍提輩 毀滅頓教永沈淪

超過大地微塵劫 未可得離三途身

といへり、念佛を修せんものハ餘行をそしるへからず、「そしらハ、すなハち弥陀の悲願にそむくへきゆへ也、」餘行を修せん者も念佛をそしるへからず、又、諸佛の「本誓にたかふかゆへなり、しかるをいま、真言止觀の窓」のまへにハ、念佛の行をそしる、一向專念の床のうゑにハ、「諸餘の行をそしる、ともに我と偏執の心をもて義」理をたて、たかひにをのく是非のおもひに住して、「會釋をなす、あにこれ正義にかなはむや、ミナ」ともに佛意にそむけり、つきに又、難者のいはく、「今來の念佛者、わたくしの義をたて、惡業をお」そる、は、弥陀の本願を信せざる也、數遍をかさぬる」は、一念の往生をうたかふ也、行業をいへハ、一念十」念にたりぬへし、かるかゆへに數遍をつむへからず、「惡業をいへハ、四重五逆なをむまる、ゆへに、諸惡を」は、かるへからずといへり、この義またくしかるへからず、「釋尊の說法にも見えず、善導の釋にもあら」す、もし、かくのことく存せんものハ、惣してハ諸佛の「御」心にたかふへし、別してハ弥陀の本願にかなふへから」す、その五逆十惡の衆生

の、一念十念によりてかの「くに、往生すといふハ、これ觀經のあきらかなる文」也、た、し、五逆をつくりて十念をとなへよ、十惡」をおかして一念を申せ、とす、むるにハあらず、そ「れ十重をたもちて十念をとなへよ、四十八輕をまほ」りて四十八願をたのむハ、心にふかくこひねかふところ也、「およそいつれの行をもはらにすとも、心に戒行をた」もちて、浮囊をまほるかごとくにし、身の威儀に油鉢」をかたふけすハ、行として成就せずといふ事なし、願と」して圓滿せずといふ事なし、しかるをわれら、あるいは「四重をおかし、あるいは十惡を行す、かれもおかし、これも」行す、一人としてまことの戒行を具したる者ハなし、「諸惡莫作、諸善奉行ハ三世の諸佛の通戒也、「善を修するものハ善趣の報をえ、惡を行する」者ハ惡道の果を感ずといふ、この因果の道理」をきけとも、きかざるかことし、はしめていふにあたハ」すしかれとも、分にしたかひて惡業をと、めよ、緣に」ふれて念佛を行し、往生を期すへし、惡人をすて」られすハ、善人なむそきはむ、つみをおそる、」は本願をうたかふと、この宗にまたく存せざる」ところ也、つきに一念十念によりて、かのくに、往生」すといふハ、釋尊の金言也、觀經のあきらかなる文也、「善導和尚の釋にいはく、下至十聲不、定得往生、」乃至一念無有疑心、故名深心、といへり、又いはく、行住」坐臥、不問時節久近、念ミ不捨者、是名正定之業、「順彼佛願故といへり、し

かれハ、信を一念にむまると、「りて、行をハ一形はけむへしとす、むる也、弥陀の」本願を信して、念佛の功をつもり、運心としひさし「くハ、なむそ願力を信せずといふへきや、すへて博」地の凡夫、弥陀の浄土にむまれん事、他力にあらずハ、「ミナ道たえたるへき事也、およそ、十方世界の」諸佛善逝、穢土の衆生を引導せんかために、「穢土にして正覺をとなへ、浄土にして正覺をな」りて、しかも穢土の衆生を引導せんといふ願をた「て給へり、その穢土にして正覺をとなふれハ、随類」應同の相をしめすかゆへに、いのちなか、らすして、「とく涅槃にいりぬれハ、報佛報土にして地上の」大菩薩の所居也、未断惑の凡夫は、た、ちに「むまる、事あたハす、しかるをいま、浄土を莊嚴し、佛」道を修行するハ、凡位ハもと造悪不善のともから也、輪」轉きハまりなからんを引導し、破戒淺智のやからの、「出離の期なからんをあはれまんかため也、もしその三」賢を證し、十地をきわめたる、久行の聖人、深位の菩」薩の、六度万行を具足し、諸波羅密を修行して「むまる、といはハ、これ大悲の本意にあらず、この修因」感果のことハりを、大慈大悲の御心のうちに思惟し「て、年序をそらにつもりて、星霜五劫にをよへり、」しかるに、善巧方便をめぐらして思惟し給へり、し」かもわれ別願をもて浄土に居して、博地底下の」衆生を引導すへし、その衆生の業力によりてむまる、」といは、かたかるへし、われすへからくハ衆生

のために、永劫」の修行を、くり、僧祇の苦行をめぐらして、万行万善の「果徳圓滿し、自覺覺他の覺行窮満して、その成就」せんところの、万徳无漏の一切の功徳をもて、わか名」号として衆生にとなへしめん、衆生もしこれにをいて、信」をいたして稱念せは、わか願にこたへてむまるゝ事」をうへし、名号をとなへハ、むまるへき別願をおこして、そ」の願成就せハ、佛になるへきかゆへ也、この願もし満足せずハ、永劫をふとも、われ正覺をとらし、たゝし、未來悪世の「衆生憍慢懈怠にして、これにをいて信をおこす事かた」かるへし、一佛二佛のとき給ハんに、おそらくかうたかふ心を」なさん事を、ねかハくはわれ、十方の諸佛にことくこの「願を稱揚せられたてまつらんとちかひて、第十七の願」に、設我得佛、十方无量諸佛、不悉咨嗟、稱我名者、不取正」覺とたて給ひて、つきに第十八願の乃至十念、若不生者、不」取正覺、とたて給へり、そのむね无量の諸佛に稱揚せられ」たてまつらんとたて給へり、願成就するゆへに、六方にを」のをの恒河沙のほとけましくて廣長舌相を出して、あまねく三千大千世界におほひて、みなおなしくこの「事をまことなりと證誠し給へり、善導これを釋して」の給ハく、もしこの證によりてむまるゝ事を得すハ、六方の諸佛ののへ給えるした、口よりいてをはりてのち、」つるに口にかえりいらすして、自然にやふれみたれん、」との給へり、これを信せらん者ハ、すなハち十方恒沙」の

諸佛の御したをやふる也、よくく信すへし、一佛二佛の御したをやふらんだにもあり、いかにいはんや、十方恒沙の諸佛をや、大地微塵劫を超過すとも、いまた三途の身をはなるへからず、との給へり、弥陀の四十八願といは、无三惡趣、不更惡趣、乃至念佛往生の願、これ也、すへて四十八願のなかに、いつれの願か、一として成就し給ハぬ願あるへき、願ことに不取正覺とちかひて、いますてに正覺をなり給へる故也、然を、无三惡趣の願を信せずして、かの国に惡道ありといふ者ハなし、不更惡趣の願を信せずして、かのくにの衆生、いのちをハリてのち、又惡道にかへる」といふ者ハなし、悉皆金色の願を信せずして、かのくにの衆生ハ、金色なるもあり、白色なるもありといふ者ハなし、无有好醜の願を信せずして、かのくにの衆生ハ、かたちよきもあり、わるきもありといふ者ハなし、乃至、天眼、天耳、光明、壽命をよひ、得三法忍の願にいたるまで、これにをいてうたかひをなす者ハいまたんへらす、た、第十八の願にをいて念佛往生の願ひとつを信せざる也、この願をうたかハ、餘の願をも信すへからず、餘の願を信せハ、この一願をうたかふへけんや、法藏比丘いまたほとけになり給ハすといは、これ謗法になりなむかし、もし又、なり給へりといは、いか、この願をうたかふへきや、四十八願の弥陀善逝ハ、正覺を十劫となへ給へり、六方恒沙の諸佛如來ハ、舌相

を三千世界に」のへ給へり、たれかこれを信せざるへきや、善導この「信を釋しての給はく、化佛報佛、若一若多、乃至」十方に遍してひかりをか、やかし、したをはきてあまねく」十方におほひて、この事虚妄なりとの給ハむにも、「畢竟して一念疑殆の心をおこさし、との給へり、しか」るをいま、行者たち、異學吳見のために、たやすく「これをやふらる、いかにいはんや、報佛化佛のの給ハん」をや、そもく、この行をすてハ、いつれのをこなひに」かおもむき給へき、智恵なけれハ、聖教をひらくにまなこくらし、財寶なけれハ、布施を行するに」ちからなし、むかし波羅奈國に太子ありき、大施太子」と申き、貧人をあはれみて、くらをひらきてもろく」のたからを出してあたへ給に、たからハつくれとも、まつし」き者ハつくへからず、こゝに太子うみのなかに如意寶珠」ありときく、海にゆきてもとめて、まつしきみにたからを」あたへむとちかひて、龍宮にゆき給に、龍王おとろきあ」やしみて、おほろけの人にハあらず、といひて、みつからむかひ」て、たからのゆかにすえたてまつり、はるかにきたり」給へる心さし、何事をもとめ給そとへハ、太子の給ハく、」閻浮提の人、まつしくてくるしむ事おほし、王のもと、」りのなかの寶珠を、こはんかためにきたる也、との給へハ、」王のいはく、しからハ七日こゝにと、まりて、わか供養をう」け給へ、その、ち、たからをたてまつらむ、といふ、太子、七日」をへ

てたまをえ給ぬ、龍神、そこよりをくりたてまつる、」すなはち本國のきしにいたりぬ、こゝにもろくの龍神」なきていはく、このたまハ海中のたから也、なをとりに返してそよかるへき、ときたむ、海神人になりて、太子の御」まへにきたりていはく、君、世にまれなるたまをえ給」へり、とくわれにみせ給へ、といふ、太子、これを見せ給に、」うはひとりてうみへいりぬ、太子なきてちかひて」いはく、なむちもしたまを返さすんハ、うみをくみほ」さむといふ、海神いて、わらひていはく、なんちハもともをろ」かなる人かな、その日をハおとしもしてん、はやきせ」をハと、めもしてん、うみのみつをハつくすへからす、と」いふ、太子の給ハく、恩愛のたへかたきをも、なをと、め」むとおもふ、生死のつくしかたきをも、なをつくさむと思、」いはんや、うみの水おほしといふともかきりあり、もし、この」世にくみつくさすハ、世、をへてもかならずくミつくさん」とちかひて、貝のからをとりて、うみの水をくむ、ちかひの心」まことなるかゆへに、もろくの天人ことくくきたりて、あま」のハころものそてにつゝみて、鐵圍山のほかにくみをく、」太子、一度、二度、かいのからをもてくみ給に、海水十分か八分」ハうせぬ、龍王さわきあはて、わかすみかむなしくなり」なんとす、とわひて、たまを返したてまつる、太子これを」とりてみやこに歸て、もろくのたからをふらして、閻浮」提のうちいたからを

ふらさゝるところなし、くるしき」をしのきて退せさりしかハ、これを精進波羅密と」いふ、むかしの太子ハ、万里のなみをしのきて、龍王の如意」寶珠を得給へり、いまのわれらハ、二河の水火をわけ」て、弥陀本願の寶珠を得たり、かれハ龍神のくゐしか」ためにうはわれ、これハ吳覺吳見のためにうハ、」る、かれハかいのからをもて大海をくみしかハ、六欲四禪」の諸天きたりておなしくくみき、これハ信の手をも」て疑謗の難をくまは、六方恒沙の諸佛きたりてく」みし給へし、かれハ大海の水やうやくつきしかハ、龍宮」のいらかあらはれて、如意寶珠を返しとりき、これハ」疑難のなミことくくつきなハ、謗家のいらかあら」はれて、本願の寶珠を返しとるへし、かれハ返しとりて、」閻浮提にして貧窮のたみをあはれミ、これは」返しとりて、極樂にむまれて、博地のともからをみ」ちひくへし、ねかはくハもろく」の行者、弥陀本願」の寶珠をいまたうはひとられさらん者ハ、ふかく」信心のそこにおさめよ、もしすなハちとられたらん」ものハ、すみやかに深信の手をもて、疑謗のなミ」をくめ、たからをすて、手をむなしくして歸事」なかれ、いかなる弥陀か十念の悲願をおこして、十方」の衆生を攝取し給ふ、いかなるわれらか、六字の名号」をとなへて、三輩の往生をとけさらん、永劫の修行」ハ、これたれかためそ、功を未來の衆生にゆつり給ふ、」超世の悲願ハ又、なむの祈そ、心さしを末法の」われらにをくり給ふ、

法然上人、專修念仏の事、諸宗の妨げとなるべからざる旨趣を述べられける状

聖覚法印執筆

登山状

われらもし往生とくへからず」ハ、ほとけ、あに正覺をなり給へしや、われら又、往生」をとけましや、われらか往生ハほとけの正覺に」より、ほとけの正覺ハわれらか往生による、若不」生者のちかひ、これをもてしり、不取正覺の」ことは、かきりあるをや、云、

釈文

專修念仏の事、南都北嶺の鬱陶に就きて、上人述べ申さるる旨、その謂れあるかの由、謳歌し、衆徒の憤りも次第に緩くなりしかば、上人惣じては生死を厭い仏道に入るべき謂れ、別しては無智の道俗男女の念仏するによりて、諸宗の妨げとなるべからざる旨、聖覚法印に筆を執らしめ、旨趣を述べられける状に云く、

それ流浪三界の内、何れの界に赴きてか、釈尊の出世に遇わざりし。輪廻四生の中に、何れの生を受けてか、如来の説法を聞かざりし。『華嚴』開講の筵にも交わらず、『般若』演説の座にも連ならず、鷲峯説法の庭にも臨まず、鶴林涅槃の砌にも到らず。我、舍衛の三億の家にや宿りけむ。知らず地獄八熱の底にや住みけむ。恥ずべし恥ずべし。悲しむべし悲しむべし。正に今、多生曠劫を経て

も、生まれ難き人界に生まれて、無量劫を送りても、遇い難き仏教に遇えり。

釈尊の在世に遇わざる事は悲しみなりと雖も、教法流布の世に遇う事を得たる

は、これ喜び也。譬えば目しいたる亀の浮木の穴に遇えるが如し。我が朝に仏法

の流布せし事も、欽明天皇天の下を知ろしめして十二年、壬申の年冬十月一

日、初めて仏法渡り給ひし。それより先には、如来の教法も流布せざりしかば、

菩提の覚路未だ聞かず。ここに我等、如何なる宿縁に因え、如何なる善業によ

りてか、仏法流布の時に生まれて、生死解脱の道を聞く事を得たる。然るを、

今遇い難くして遇う事を得たり。徒らに明かし暮らして止みなんこそ悲しけれ。

或は金谷の花を玩びて、遅々たる春を空しく暮らし、或は南楼に月を嘲りて、

縵々たる秋の夜を徒らに明かす。或は千里の雲に馳せて、山の鹿を取りて年を送

り、或は万里の波に浮かみて、海の鱗を取りて日を重ね、或は妻子眷属に纏われて恩愛

て世路を渡り、或は炎天に汗を拭ひて利養を求め、或は妻子眷属に纏われて恩愛

の絆切り難し。或は、執敵怨類に会いて、瞋恚の炎止む事なし。惣じて斯く

の如くして、昼夜朝暮、行住坐臥、時として止む事なし。只、恣に飽く迄

三途八難の業を重ね。然れば、或る文には、「一人一日の中に八億四千の念あり。

念々の中の所作、皆是れ三途の業なり」といえり。斯くの如くして、昨日も徒ら

金谷の花を玩びて暮らし、南楼に月を嘲りて夜を明かす

一人一日の中に八億四千の念あり
念々の中の所作
皆是れ三途の業なり

朝に開くる栄花
は夕の風に散り
易く、夕に結ぶ
命露は朝の日に
消え易し

一代諸教の中、
一部八宗に分れ、
義万差に連なる

に暮れぬ、今日も又、空しく明けぬ。今幾度か暮らし、幾度か明かさんとする。
それ朝に開くる栄花は夕の風に散り易く、夕に結ぶ命露は朝の日に消え易し。
これを知らずして、常に栄えん事を思い、これを悟らずしてあらん事を思う。然
る間、無常の風一度吹けば、有為の露永く消えぬれば、これを曠野に捨て、これ
を遠き山に送る。屍は遂に苔の下に埋もれ、魂は一人旅の空に迷う。妻子眷属
は家にあれども伴わず、七珍万宝は蔵に満てれども益もなし。只、身に従う物は
後悔の涙也。遂に閻魔の序に到りぬれば、罪の浅深を定め、業の軽重を檢えら
る。法王、罪人に問いて云く、「汝、仏法流布の世に生まれて、何ぞ修行せずして
徒らに帰り来るや」。その時には、我等如何答えんとする。速やかに出要を求め
て、虚しく帰る事なかれ。
抑、一代諸教の中、顕宗・密宗、大乘・小乘、權教・實教、論家、部八宗に分
かれ、義万差に連なりて、或は万法皆空の宗を説き、或は諸法実相の心を明かし、
或は五性各別の義を立て、或は悉有仏性の理を談じ、宗々に究竟至極の義を
争い、各々に甚深正義の宗を論ず。皆これ経論の實語也、如来の金言也。或は
機を調べてこれを説き、或は時を鑑みてこれを教え給えり。何れか浅く何れか深
き、共に是非を弁え難し。彼れも教え、此れも教え、互いに偏執を抱く事なかれ。

一期の命、暮れ
易し
不死の薬はあり
と聞け

曇鸞法師、菩提
流支に、仙經に
過ぎる長生不死
の法があるか問
う

菩提流支、唾を
吐いて宣わく、
何処に長生の法
あらん

説の如く修行せば、皆悉く生死を過度すべし。法の如く修行せば、共に同じく菩提を証得すべし。修せずして徒らに是非を論ず。譬えば目しいたる人の、色の浅深を論じ、耳しいたる人の、声の好し悪しを言わんが如し。只、須く修行すべし。何れも生死解脱の道也。然るに、今彼れを学する人は此れを嫉み、此れを誦する人は彼れを謗る。愚鈍の者これが為に惑い易く、浅才の身これが為に弁え難し、適々一法に趣きて功を積まむとすれば、則ち諸宗の争い互いに來る。広く諸教に亘りて義を談ぜんと思えば、一期の命暮れ易し。彼の蓬萊・方丈・瀛州というなる三つの山にこそ、不死の薬はありと聞け。彼れを服してまれ、命を延べて漸々に習わばやと思えども、尋ぬべき方も覺えず。唐土に秦皇・漢武と聞こえし御門、これを聞きて尋ねに遣わしたりしかども、童男・蚩女、舟の中にして年月を送りき。彭祖が七百歳の法、昔語りにて今の時に伝え難し。曇鸞法師と申しし人こそ、仏法の底を究めたりし。人の命は朝を期し難しとて、仏法を習わむが為に長生の仙の法をば伝え給いけれ。時に菩提流支と申す三蔵ましましき。曇鸞、彼の三蔵の御前に詣でて申し給う様は、「仏法の中に長生不死の法、この土の仙經に過ぎたるありや」と問い給いければ、三蔵地に唾を吐きて宣わく、「この方には何処んぞ所に長生の法あらん。假令、長年を得て暫く死なずとも、

曇鸞、仙法を燒き捨て觀經によりて淨土の行を記す

道綽禪師の安樂集

聖道・淨土の二門

三福九品十三定善

遂に三有に輪廻す」と宣いて、則ち『觀無量壽經』を授けて、「大仙の法也。これによりて修行すれば、さらに生死を解脱すべし」と宣いき。曇鸞これを伝え、仙法を忽ちに火に燒きてこれを捨つ。『觀無量壽經』によりて、淨土の行を記し給いき。その後、曇鸞・道綽・善導・懷感・少康等に至るまで、この流を伝え給えり。その道を思いて、命を延べて大仙の法を取らんとするに、又、道綽禪師の『安樂集』にも、聖道・淨土の二門を立て給うはこの心なり。その聖道門というは、穢土にして煩惱を斷じて菩提に至る也。淨土門というは、淨土に生まれて彼処にして煩惱を斷じて菩提に至る也。今この淨土宗に就いてこれを言え、又、『觀經』に明かす所の業因、一つにあらざ。三福・九品・十三定善、その行品々に分かれて、その業区々に連なれり。まず定善十三觀というは、日想・水想・地想・宝樹・宝池・宝楼・花座・像想・真身・觀音・勢至・普觀・雜觀これ也。次に、散善九品というは、一には孝養父母・奉事師長・慈心不殺・修十善業、二には受持三歸・具足衆戒・不犯威儀、三には發菩提心・深信因果・讀誦大乘・勸進行者也。九品は彼の三福の業を開して、その業因に當つ。具には『觀經』に見えたり。惣じてこれを言え、定・散二善の中に漏れたる往生の行はあるべからず。これによりて、或は何れにもあれ、只、有

定善の門に入らんとすれば、意馬荒れて六塵の境に馳す
散善の門に臨まんとすれば、心猿遊んで、十悪の枝に移る
雄俊、七度還俗の悪人

七度還俗すとも、
五逆をば作らず

縁の行に趣きて功を重ねて、心に引かん法によりて行を励まば、皆悉く往生を遂ぐべし。さらに疑いを為す事なかれ。今暫く自法に就きてこれを言わば、正に今定善の觀門は数々に連なりて十三あり。散善の業因は、区々に分かれて九品あり。その定善の門に入らんとすれば、則ち意馬荒れて六塵の境に馳す。彼の散善の門に臨まむとすれば、又、心猿遊んで十悪の枝に移る。彼れを静めんとすれども得ず、此れを止めんとすれども能わず。今、下三品の業因を見れば、十悪五逆の衆生、臨終に善知識に會いて、一声十声阿弥陀仏の名号を唱えて往生すと説かれたり。これ何ぞ我らが分にあらざらんや。彼の釈の雄俊といひし人は、七度還俗の悪人也。命終わりて後、獄卒閻魔の庁庭に率て行きて、「南閻浮提第一の悪人、七度還俗の雄俊、率て参りて侍り」と申しければ、雄俊申して云く、「我在生の時、『觀無量壽經』を見しかば、五逆の罪人、阿弥陀ほとけの名号を唱えて極樂に往生す、と正しく説かれたり。我七度還俗すとも雖も、未だ五逆をば作らず。善根少なしと雖も、念仏十声に過ぎたり。雄俊若し地獄に墜ちば、三世の諸仏、妄語の罪に墜ち給うべし」と高声に叫びしかば、法王は理に折れて、玉の冠を傾けてこれを拝み、弥陀は誓いによりて、金蓮に乗せて迎へ給いき。況や七度還俗に及ばざらんをや。況や一形念仏せんをや。男女・

善導の觀經疏
娑婆の化主、広
く淨土の要門を
開き安樂の能人、
別意の弘願を現
わす

釈迦は、この方
より發遣し、弥
陀は彼の国より
來迎す

貴賤・行住・坐臥を選ばず、時処諸縁を論ぜず、これを修するに難からず、乃至
臨終に往生を願求するに、その頼りを得たりと、楞嚴の先徳の書き置き給える、
真なるかなや。又、善導和尚、この『觀經』を釈して宣わく、「娑婆の化主、そ
の請いによるが故に、広く淨土の要門を開き、安樂の能人、別意の弘願を現わ
す。その要門といは、則ちこの『觀經』の定・散二門これ也。定は則ち思いを止
めてもつて心を凝らし、散は則ち惡を廢して善を修す。この二行を廻らして往
生を求め願う也。弘願といは、『大經』に説くが如し。一切善惡の凡夫の生まる
る事を得る者、皆阿弥陀仏の大願業力に乗じて、増上縁とせずという事なし。
又、仏の密意弘深にして、教文悟り難し。三賢十聖も計りて窺う所にあらず。
況や我、信外の輕毛也、更に旨趣を知らんや。仰いで慮れば、釈迦はこの方に
して發遣し、弥陀は彼の国より來迎し給う。此処に遣り彼処に喚う、豈去らざる
べけんや」と言えり。然れば、定善・散善・弘願の三門を立て給えり。その弘
願といは、『大經』に云く、「設し我仏を得たらんに、十方の衆生、至心に信樂し
て、我が国に生ぜんと欲して、乃至十念せんに、若し生ぜずんば正覺を取らじ。
唯、五逆と正法を誹謗するを除く」と言えり。善導釈して宣わく、「若し我成
仏せんに、十方の衆生、我が名を稱すること、下十声に至るまで、若し生ぜ

ずんば、正覺を取らじ。彼の仏、今現に世に在して成仏したまえり。当に知るべし、本誓の重願虚しからず、衆生称念すれば必ず往生することを得と、云々。『觀經』の定・散・兩門を説き終わりて、仏阿難に告げたまわく、「汝好く是の語を持って、是の語を持つとは、即ち是れ無量壽佛の名を持つとなり、云々」。これ則ち先の弘願の心也。又、同じき『經』の眞身觀には、「弥陀の身色は金山の如し、相好の光明十方を照らす。唯、念仏のみ有りて光摂を蒙る。当に知るべし、本願最も強しと為すと、云々」。又、これ先の弘願の故なり。『阿弥陀經』に云く、「少善根・福德の因縁をもつて、彼の国に生ずる事を得べからず。若し、善男子・善女人ありて、阿弥陀仏を説くを聞きて、名号を執持すること、若しは一日、若しは二日、乃至七日、一心不乱なれば、其の人命終の時に、心顛倒せず。即ち往生することを得、云々」。次の文に、「六方に各々恒河沙の仏ましまして、広長舌相を出して、遍く三千大千世界に覆いて、誠実の事也。信ぜよ」と証誠し給えり。これ又、先の弘願の故也。又、『般舟三昧經』に云く、「跋陀和菩薩、阿弥陀に問いて云く、如何なる法を行じてか、彼の国に生まるべきと。阿弥陀ほとけ宣わく、我が国に來生せんと思わん者は、常に我が名を念じて休む事なかれ。斯くの如くして、我が国に來生する事を得と宣え

仏法はこれ万年
也
守屋の大臣が仏
法を破滅せんと
せしかども法命
いまだ尽きず

り」。これ又、弘願の旨を、仏自ら宣えり。又、五台山の『大聖竹林寺記』に云く、「法照禪師、清涼山に登りて大聖竹林寺に至る。ここに二人の童子あり、一人をば善財といい、一人をば難陀という。この二人の童子、法照禪師を導きて寺の内に入れて、漸々に講堂に至りて見れば、普賢菩薩、無数の眷属に圍繞せられて坐し給えり。文殊師利は、一万の菩薩に圍繞せられて坐し給えり。法照礼して問い奉りて云く、末法の凡夫は、何れの法をか修すべき、文殊師利答えて宣わく、汝既に念仏せよ。今正しくこれ時也と。法照又問いて申さく、正に何れをか念すべきと、文殊、又宣わく、この世界を過ぎて、西方に阿弥陀仏まします、彼の仏正に願深くまします。汝正に念ずべし」と。大聖文殊、法照禪師に目の辺り宣いし事也。すべて広くこれを言えば、諸教に遍く修せしめたる法門也。具に挙ぐるに暇あらず。然るを、「この頃、念仏の世に広まりたるによりて、仏法失せなんとす」と諸宗の学者難破を致すによりて、人多く念仏の行を廃すと聞き。未だ心得ず侍り。仏法はこれ万年也。失わんと思うとも、仏法擁護の諸天善神護り給う故に、人の力にては叶うべからず。彼の守屋の大臣が仏法を破滅せんとせしかども、法命未だ尽きずして、今に伝わるが如し。況や無智の道俗、在家の男女の力にて、念仏を行ずるによりて、法相・三論も隠没

し、天台・華嚴も廢する事、何かはあるべき。念仏を行ぜずして居たらば、この輩は一宗をも興隆すべきかは。唯、徒らに念仏の業を廢したるばかりにて、まつたくそれ諸宗の蹟をも探るべからず。然れば、これ大きな損にあらずや。諸宗の深き流れを汲む南都・北京の学者、兩部の大法を伝えたる本寺・本山の禪徒、百千万の念仏世に広まりたりとも、本宗を改むべきにあらず。又、仏法失せなんとすとて念仏を廢せば、念仏はこれ仏法にあらずや。譬えば、虎狼の害を逃げて、獅子に向かいて走らむが如し。余行を謗じ、念仏を謗せん、同じくこれ逆罪也。虎狼に害せられん、獅子に害せられむ、共に必ず死すべし。此れをも謗すべからず、彼れをも嫉むべからず、共に皆仏法也。互いに偏執する事なかれ。『像法決疑經』に云く、「三学の行人、互いに毀謗して、地獄に入る事、疾き矢の如し」と言えり。又、『大論』に云く、「自法を愛染する故に他人の法を毀訾すれば、持戒の行人も、地獄の苦を免れず」と言えり。又、善導和尚宣わく、世尊の説法時將に了りなんとするに、慇懃に弥陀の名を付属す。

五濁増の時多く疑謗し、道俗相簡びて聞くことを用いず。
修行すること有るを見ては瞋毒を起し、方便破壊して競いて怨みを生ず。
此の如きの生盲闡提の輩、頓教を毀滅して、永く沈淪す。

大地微塵劫を超過すとも、未だ三途の身を離るることを得べからず

真言止觀の徒が、念仏の行を誇り、一向專念の者が諸余の行を誇るは共に仏意に背

十重を保ちて十念を唱え、四十八願を守りて四十八願をたのむことを願う

念仏を修せん者は余行を誇るべからず。誇らば、則ち弥陀の悲願に背くべき故也。余行を修せん者も念仏を誇るべからず。又、諸仏の本誓に違うが故なり。然るを今、真言止觀の窓の前には、念仏の行を誇る。一向專念の床の上には、諸余の行を誇る。共に我々偏執の心をもつて義理を立て、互いに各々是非の思いに住して会釈を為す。豈これ正義に叶わむや。皆共に仏意に背けり。次に又、難者の云く、「今來の念仏者、私の義を立てて悪業を恐るるは、弥陀の本願を信ぜざる也。數遍を重ねるは、一念の往生を疑う也。行業をいえば、一念十念に足りぬべし。かるが故に數遍を積むべからず。悪業をいえば、四重五逆猶生まるる故に諸惡を憚るべからず」と言えり。この義まつたく然るべからず。釈尊の説法にも見えず、善導の釈にもあらず。若し、斯くの如く存ぜん者は、惣じては諸仏の御心に違ふべし。別しては弥陀の本願に叶うべからず。その五逆十惡の衆生の、一念十念によりて彼の國に住生すというは、これ『觀經』の明らかなる文也。但し、五逆を造りて十念を唱えよ、十惡を犯して一念を申せ、と勸むるにはあらず。それ十重を保ちて十念を唱えよ。四十八願を守りて四十八願を馮むは、心に深く希う所也。凡そ何れの行をもつばらにすとも、心に戒

分に從いて惡業を止め、縁に觸れて念仏を行じ、往生を期すべし

信を一念に生まると取りて、行をば一形に勵むべし

行を保ちて、浮囊を守るが如くにし、身の威儀に油鉢を傾けずば、行として成就せずという事なし。願として円満せずという事なし。然るを我等、或は四重を犯し、或は十惡を行ず。彼れも犯し此れも行ず、一人として眞の戒行を具したる者はなし。諸惡莫作、諸善奉行は、三世の諸仏の通戒也。善を修する者は善趣の報を得、惡を行ずる者は惡道の果を感ず、という。この因果の道理を聞けども、聞かざるが如し。初めて言うに能わず。然れども、分に從いて惡業を止めよ。縁に觸れて念仏を行じ、往生を期すべし。惡人を捨てられずば、善人何ぞ嫌わむ。「罪を恐るるは本願を疑う」と。この宗にまったく存ぜざる所也。次に一念十念によりて、彼の國に往生すというは、釈尊の金言也。『觀經』の明らかなる文なり。善導和尚の釈に云く、「下十声等に至るまで、定めて往生することを得。乃至一念も疑心有ること無し、故に深心と名付く」と言えり。又云く、「行住坐臥に、時節の久近を問わず、念々に捨てざる、是れを正定之業と名付く。彼の願に順ずるが故なり」と言えり。然れば、信を一念に生まると取りて、行をば一形に勵むべしと勸むる也。弥陀の本願を信じて念仏の功を積もり、運心年久しくば、何ぞ願力を信ぜずというべきや。すべて薄地の凡夫、弥陀の淨土に生まれん事、他力にあらざれば皆道絶えたるべき事也。凡、十方世界の諸仏善逝、

修因感果の理

善巧方便

薄地底下の衆生

名号を唱えば生
まるべき別願

穢土の衆生を引導せんがために、穢土にして正覚を唱え、淨土にして正覚を成りて、然も穢土の衆生を引導せんという願を立て給えり。その穢土にして正覚を唱うれば、随類応同の相を示すが故に、命長からずして疾く涅槃に入りぬれば、報仏報土にして地上の大菩薩の所居也。未断惑の凡夫は、直ちに生まるる事能わず。然るを今、淨土を莊嚴し、仏道を修行するは、凡位は元造悪不善の輩也。輪轉極まりなからんを引導し、破戒浅智の輩の、出離の期なからんを哀れまんが為也。若しその三賢を証し、十地を窮めたる、久行の聖人、深位の菩薩の、六度万行を具足し、諸波羅蜜を修行して生まるるといわば、これ大悲の本意にあらず。この酬因感果の理を、大慈大悲の御心の内に思惟して、年序を空に積もりて、星霜五劫に及べり。然るに、善巧方便を廻らして思惟し給えり。然も、「我別願をもつて淨土に居して、薄地底下の衆生を引導すべし。その衆生の業力によりて生まるといわば、難かるべし。我須くは衆生の為に、永劫の修行を送り、僧祇の苦行を廻らして、万行万善の果徳圓滿し、自覚覚他の覚行窮満して、その成就せん所の、万徳無漏の一切の功徳をもつて、我が名号として衆生に唱えしめん。衆生若しこれに於いて、信を致して称念せば、我が願に應えて生まるる事を得べし。名号を唱えば、生まるべき別願を起こして、

その願成就せば、仏になるべきが故也。この願若し満足せずば、永劫を経とも我正覚を取らじ。但し、未來惡世の衆生、憍慢懈怠にして、これに於いて信を起こす事難かるべし。一仏二仏の説き給わんに、恐らくは疑う心を成さん事を。願わくば我、十方の諸仏に悉くこの願を稱揚せられ奉らん」と誓いて、第十七の願に、「設し我仏を得たらんに、十方の無量の諸仏、悉く咨嗟して、我が名を稱せずんば、正覚を取らじ」と立て給いて、次に第十八願の「乃至十念せんに、若し生ぜずんば正覚を取らじ」と立て給えり。その旨無量の諸仏に稱揚せられ奉らんと立て給えり。願成就する故に、六方に各々恒河沙の仏ましまして、広長舌相を出して遍く三千大千世界に覆いて、皆同じくこの事を真なりと証誠し給えり。善導これを釈して宣わく、「若し、この証によりて生まるる事を得ずば、六方の諸仏の舒べ給える舌、口より出で終わりて後、遂に口に返り入らずして、自然に破れ乱れん」と宣えり。これを信ぜざらん者は、則ち十方恒沙の諸仏の御舌を破る能く能く信ずべし。一仏二仏の御舌を破らんだにもあり、如何に況や十方恒沙の諸仏をや。「大地微塵劫を超過すとも、未だ三途の身を離るべからず」と宣えり。弥陀の四十八願といは、無三惡趣・不更惡趣、乃至念仏往生等の願、これ也。すべて四十八願の中に、何れの願か、一つとして成

悉皆金色の願

無有好醜の願

天眼、天耳、光明、壽命、得三法忍の願

念仏往生の願を疑わば他の願を信ずべからず

就し給わぬ願あるべき。願毎に、正覚を取らじと誓いて、今既に正覚を成り給える故也。然るを、無二惡趣の願を信ぜずして、彼の國に惡道ありという者はなし。不更、惡趣の願を信ぜずして、彼の國の衆生、命終わりて後、又惡道に返るといふ者はなし。悉皆金色の願を信ぜずして、彼の國の衆生は、金色なるもあり白色なるもありという者はなし。無有好醜の願を信ぜずして、彼の國の衆生は、形、良きもあり悪きもありという者はなし。乃至、天眼、天耳、光明、壽命、及び得三法忍の願に至るまで、これに於いて疑いを為す者は未だ侍らず。只、第十八の願に於いて念仏往生の願一つを信ぜざる也。この願を疑わば、余の願も信ずべからず。余の願を信ぜば、この一願を疑うべけんや。法藏比丘、未だ仏に成り給わずと言わば、これ謗法になりなむかし。若し又、成り給えりと言わば、如何この願を疑うべきや。四十八願の弥陀善逝は、正覚を十劫に唱え給えり。六方恒沙の諸仏如来は、舌相を三千大千世界に舒べ給えり。誰かこれを信ぜざるべきや。善導この信を釈して宣わく、「化仏報仏、若一若多、乃至十方に遍して光を耀かし、舌を吐きて遍く十方に覆いて、この事虚妄なりと宣わむにも、畢竟して一念疑殆の心を起こさじ」と宣えり。然るを今、行者達、異學異見の為に容易くこれを破らる。如何に況や、報仏化仏の宣わんをや。抑、この行を捨て

波羅奈国の大施
太子

貧人に宝を与え
んと海中に如意
宝珠を求む

竜神、宝珠を奪
い取る

ば、何れの行ないにか赴き給うべき。智慧なければ、聖教を開くに眼暗し。財
宝なければ、布施を行ずるに力なし。昔波羅奈国に太子在りき。大施太子と申
しき。貧人を哀れみて、蔵を開きて諸々の宝を出して与え給うに、宝は尽くれど
も、貧しき者は尽くべからず。ここに太子、海の中に如意宝珠ありと聞く。海に
行きて求めて、貧しき身に宝を与えむと誓いて、竜宮に行き給うに、竜王驚き
怪しみて、「臆げの人にはあらず」と言いて、自ら向かいて、太子の床に据え奉り、
「遙かに来り給える志、何事を求め給うぞ」と問えば、太子宣わく、「閻浮提の
人、貧しくて苦しむ事多し、王の髻の中の宝珠を乞わんが為に来る也」と宣え
ば、王の云く、「然らば、七日ここに留まりて、我が供養を受け給え。その後、
宝を奉らむ」と言う。太子、七日を経て玉を得給いぬ。竜神、底より送り奉
る。則ち本国の岸に至りぬ。ここに諸々の竜神嘆きて云く、「この玉は海中の宝
也。猶取り返してぞ良かるべき」と定む。海神、人になりて、太子の御前に来り
て云く、「君、世に稀なる玉を得給えり。疾く我に見せ給え」と言う。太子これ
を見せ給うに、奪い取りて海へ入りぬ。太子嘆きて誓いて云く、「汝若し玉を返
さずんば、海を汲み干さむ」と言う。海神出でて笑いて云く、「汝は最も愚かな
る人かな。空の陽をば落としもしてん、速き瀬をば止めもしてん、海の水をば尽

太子海水を汲み、
龍王詫びて玉を
返す

竜王の如意宝珠
弥陀本願の宝珠

くすべからず」と言う。太子宣わく、「恩愛の堪え難きをも、猶留めむと思う。
生死の尽くし難きをも、猶尽くさむと思ふ。況や海の水多しというとも限りあり。若し、この世に汲み尽くさずば、世々を経て必ず汲み尽くさん」と誓いて、貝の殻を取りて、海の水を汲む。誓の心真なるが故に、諸々の天人悉く来りて、天の羽衣の袖に包みて、鉄围山の外に汲み置く。太子、一度、二度、貝の殻をもつて汲み給うに、海水十分が八分は失せぬ。竜王騒ぎ慌てて、「我が住処虚しくなりなんとす」と詫びて、玉を返し奉る。太子これを取りて都に帰りて、諸々の宝を降らして、閻浮提の内に宝を降らさざる所なし。苦しきを凌ぎて退せざりしかば、これを精進波羅蜜という。昔の太子は、万里の波を凌ぎて、竜王の如意宝珠を得給えり。今の我等は、二河の水火を分けて弥陀本願の宝珠を得たり。彼れは竜神の悔いしが為に奪われ、此れは異学異見の為に奪わる。彼れは貝の殻をもつて大海を汲みしかば、六欲四禪の諸天来りて同じく汲みき。此れは信の手をもつて疑謗の難を汲まば、六方恒沙の諸仏来りて与し給うべし。彼れは大海の水漸く尽きしかば、竜宮の豊現われて、如意宝珠を返し取りき。此れは疑難の波悉く尽きなば、謗家の豊現われて、本願の宝珠を返し取るべし。彼れは返し取りて、閻浮提にして貧窮の民を哀れみ、此れは返し取りて、極楽に生ま

弥陀本願の宝珠を信心の底に収め、玉を取られた者は疑謗の波を汲み尽せ

れて、薄地の輩を導くべし。願わくば諸々の行者、弥陀本願の宝珠を未だ奪い取られざらん者は、深く信心の底に収めよ。若し、則ち取られたらん者は、速やかに深信の手をもって、疑謗の波を汲め。宝を捨てて、手を虚しくして帰る事なかれ。如何なる弥陀か、十念の悲願を起こして、十方の衆生を撰取し給う。如何なる我等か、六字の名号を唱えて、三輩の往生を遂げざらん。永劫の修行は、これ誰が為ぞ、功を未来の衆生に譲り給う。超世の悲願は、又何の祈ぞ、志を末法の我等に送り給う。我等若し往生遂ぐべからずば、仏豈正覚を成り給うべしや、我等又、往生を遂げましや。我等が往生は仏の正覚により、仏の正覚は我等が往生による。若不生者の誓い、これをもって知り、不取正覚の言葉、限りあるをや、云々。

〔奥書〕

三十二卷析勢数廿六丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

第三十三卷

〔第一段〕 詞書

かくて南都北嶺の訴訟次第にと、まり、專「修念佛の興行無為にすくるところに、」
翌年建永元年十二月九日、後鳥羽院、「熊野山の臨幸ありき、そのころ、上人の
門徒」住蓮、安樂ふのともから、東山鹿谷にして別時「念佛をはしめ、六時礼讃をつ
とむ、さたまれる」ふし、拍子なく、をのく哀歎悲毘の音曲を「なすさま、めつら
しくたうとかりければ、」聴衆おほくあつまりて、發心する人もあまた「きこえしな
かに、御所の御苗守の女房」出家の事ありける程に、還幸の、ち、「あしさまに讒し
中人やありけん、おほきに」逆鱗ありて、翌年建永二年二月九日、「住蓮、安樂を庭
上にめされて、罪科せらるゝ、」とき、安樂、見有修行起噴毒、方便破壊競生「怨、如
此生盲闡提輩、毀滅頓教永沈淪、超過」大地微塵劫、未可得離三途身の文を誦し「け
るに、逆鱗いよく、さかりにして、官人秀能ニ」おほせて、六條川原にして、安樂を
死罪に「おこなはるゝ、時、奉行の官人にいとまを」こひ、ひとり日没の礼讃を行する
に、紫雲「そらにみちければ、諸人あやしみをなす」ところに、安か申けるは、念仏

数百遍の、ち、「十念を唱へんをまちてきるへし、合掌」みたれすして右にふきハ、本意とけぬと」知へし、といひて、高聲念佛数百反の、ち、「十念ミちける時きられるに、いひつるに」たかはす、合掌みたれすして右にふしに」けり、見聞の諸人、随喜の涙をなかし、「念仏に歸する人おほかりけり、」

釈文

斯くて南都北嶺の訴訟次第に止まり、専修念仏の興行無為に過ぐる所に、翌年建永元年十二月九日、後鳥羽院、熊野山の臨幸ありき。その頃、上人の門徒住蓮・安楽等の輩、東山鹿谷にして別時念仏を始め、六時礼讃を勤む。定まれる節・拍子なく、各々哀歎非喜の音曲を為すさま、珍しく貴かりければ、聴衆多く集まりて、発心する人も数多聞こえし中に、御所の御留守の女房出家の事ありける程に、還幸の後、悪し様に讒し申す人やありけん。大きに逆鱗ありて、翌年建永二年二月九日、住蓮・安楽を庭上に召されて、罪科せらるる時、安楽、「修行有る者を見ては瞋毒を起こし、方便破壊しては競いて怨みを生ず。此くの如き生盲闍提の輩、頓教を毀滅して永く沈淪し、大地微塵劫を超過すとも、未だ三途の身を離るることを得べからず」の文を誦しけるに、逆鱗愈々盛

後鳥羽院、熊野山へ臨幸

住蓮・安楽、別時念仏を始め、六時礼讃を勤む

御所の女房出家、逆鱗あり

法事讃

六条川原にて安樂を死罪

りにして、官人秀能に仰せて、六条川原にして、安樂を死罪に行なわるる時、奉行の官人に暇を乞い、一人日没の礼讃を行ずるに、紫雲空に満ちければ、諸人怪しみを為す所に、安樂申しけるは、「念仏数百遍の後、十念を唱えんを待ちて斬るべし。合掌乱れずして右に臥さば、本意遂げぬと知るべし」と言いて、高声、念仏数百遍の後、十念満ちける時斬られけるに、言いつるに違わず、合掌乱れずして右に臥しにけり。見聞の諸人、随喜の涙を流し、念仏に帰する人多かりけり。

〔第二段〕 詞書

罪悪生死のたくひ、愚癡暗鈍のともから、「しかしながら、上人の化導によりて、ひとへに」弥陀の本願をたのむところに、天魔やきを「ひけん、安樂死刑にをよひてのちも、逆鱗」なをやますして、かさねて弟子のとかを師匠」におよほされ、度縁をめし、俗名をくた」されて、遠流の科にさためらる、藤井元彦、」かの 宣下の状云、「太政官符 土左國司」

流人藤井の元彦

使左衛門の府生清原の武次 従二人

門部二人

従各一人

右、流人元彦を領送のために、くたんらの人を「さして發遣くたむのことにし、國よろしく承知」して、例によりてこれをおこなへ、路次」の國、またよろしく食柒具、馬参正をた「まふし、符到奉行、」

建永二季二月廿八日 右大史中原朝臣判

左少弁藤原朝臣

追捕の檢非違使は、宗府生久経、領送使ハ左衛門の府生武次なり、上人の勸化をあふく貴賤、「往生の素懷をのそむ道俗、なけきかなしむ事、」たとへをとるにもものなし、」

釈文

罪悪生ざいあくしょうじ 死たぐいの類ぐち、愚癡暗鈍あほうどんの輩ともがら、然しかしながら、上人しやうとうの化導けどうによりて、偏ひとえに弥み陀だの本願ほんがんを馮たのむ所にところ、天魔てんまや競きおいけん。安樂あんらく死刑しけいに及びておよ後のちも逆鱗げきりん猶な止ままずして、重かさねて弟子でしの科とがを師匠ししやうに及およぼされ、度縁どえんを召めし、俗名ぞくみやうを下くだされて、遠流おんるの科とがに定さだめらる。藤井元彦ふじいのもとひこ、彼かの宣下せんげの状じやうに云いわく、

弟子の科、法然上人に及ぶ

遠流の宣下

太政官符 土佐国司、

流人藤井の元彦

使 左衛門の府生 清原の武次、従二人

門部二人、
従各一人

右流人元彦を領送の為に、件等の人を差して發遣件の如し。国宜しく承知し、例によりてこれを行なえ。路次の国、又、宜しく食七具、馬三疋を賜うべし。符到らば奉行せよ。

建永二年二月二十八日 右大史中原朝臣(判)

左少 弁藤原朝臣

追捕の檢非違使は宗府生 久経、領送使は左衛門の府生 武次なり。上人の勸化を仰ぐ貴賤、往生の素懷を望む道俗、嘆き悲しむ事、譬えを取るに物なし。

〔第三段〕 詞書

門弟ふなけきあへるなかに、法蓮房申され「けるハ、住蓮、安樂はすてに罪科せられぬ、上人の」流罪は、た、一向専修興行の故、云々、しかるに「老邁の御身、遼遠の海波におもむきましますまハ、」御命安全ならし、我ふ恩顔を拝し、嚴旨を「うけ給ことあるへからず、又、師匠流刑の罪に」ふしたまはは、のこりと、まる門弟面目あら

むや、「かつは 勅命なり、一向専修の興行をと、」むへきよしを 奏したまひて、内々御化導」あるへくや侍らん、と申されけるに、一座の「門弟おほくこの義に同じけるに、上人の給」はく、流刑さらけにうらミとすへからず、そのゆへは「齡すてに八旬にせまりぬ、たとひ、師弟お」なしみやこに住すとも、娑婆の離別ちかき」にあるへし、たとひ、山海をへたつとも、浄土の「再會なむそうたかはん、又、いとふといへとも、存」する八人の身なり、おしむといへとも、死する八人の「いのちなり、なんそかならずしもところによら」んや、しかのミならず、念佛の興行、洛陽にして」としひさし、邊鄙におもむきて、田夫野人を「すゝめむ事、季來の本意なり、しかれとも時」いたらすして、素意いまたはたさす、いま、事の縁」によりて季來の本意をとけん事、すこふる」朝恩ともいふへし、この法の弘通ハ、人ハとゝめむと」すとも、法さらにとゝまるへからず、諸佛濟度の「ちかひふかく、冥衆護持の約ねんころなり、」しかれハ、なんそ世間の機嫌をはゝかりて、經尺の「素意をかくすへきや、たゝし、いたむところハ」源空か興する浄土の法門ハ、濁世末代の衆生の「決定出離の要道なるかゆへに、常随守護の」神祇冥道、さためて無道の障難をとかめ給」はむか、命あらむともから、因果のむなしからざる」事をおもひあはすへし、因縁つきすハ、なんそ」又、今生の再會なからむや、とそおほせられける、」また一人の弟子に

對して、一向專念の義をのへ」給に、御弟子西阿弥陀佛推參して、かくのことく」の御義、ゆめくあるへからす候、をのく御返事を」申給へからす、と申けれハ、上人の給ハく、汝經尺」の文をみすやと、西阿申さく、經尺の文ハしかり」といへとも、世間の機嫌を存するはかりなり、と」上人、又の給はく、われ、たとひ死刑に」をこなハるとも、この事はすハあるへからすと、」至誠のいろ、もとも切なり、見たてまつる人、みな」涙をそおとしける、」

釈文

門弟等嘆き合える中に、法蓮房申されけるは、「住蓮・安樂は、既に罪科せられぬ。上人の流罪は唯、一向專修興行の故、云々。然るに老邁の御身、遼遠の海波に赴きましまさば、御命安全ならじ。我等恩顔を拝し、嚴旨を承る事あるべからず。又、師匠流刑の罪に伏し給わば、残り留まる門弟面目あらむや。且つは勅命なり。一向專修の興行を止むべき由を奏し給いて、内々御化導あるべくや侍らん」と申されけるに、一座の門弟多くこの義に同じけるに、上人宣わく、「流刑さらに恨みとすべからず。その故は、齡既に八旬に迫りぬ。仮令、師弟同じ都に住すとも、娑婆の離別近きにあるべし。仮令、山海を隔つとも、淨

流刑さらに恨み
とすべからず

辺鄙に赴きて田
夫野人を勧む事、
年来の本意

西阿弥陀仏、法
然上人が一向專
念の義を述べ給
うのを「かくの
如くの御義努々
あるべからず」
と申す
我、たとい死刑
に行わるとも、
この事言わずば
あるべからず

土の再会何ぞ疑わん。又、厭うと雖も、存するは人の身なり。惜しむと雖も、死するは人の命なり。何ぞ必ずしも所によらんや。加之、念仏の興行、洛陽にして年久し。辺鄙に赴きて、田夫野人を勧めむ事、年来の本意なり。然れども、時を至らずして、素意未だ果たさず。今、事の縁によりて年来の本意を遂げん事、頗る朝恩ともいふべし。この法の弘通は、人は留めむとすとも、法更に留まるべからず。諸仏濟度の誓い深く、冥衆護持の約懇ろなり。然れば、何ぞ世間の機嫌を憚りて、経釈の素意を隠すべきや。但し、痛む所は源空が興する浄土の法門は、濁世末代の衆生の決定出離の要道なるが故に、常随守護の神祇冥道、定めて無道の障難を咎め給わむか。命あらむ輩、因果の虚しからざる事を思い合わすべし。因縁尽きずば、何ぞ又、今生の再会なからむや」とぞ仰せられける。又、一人の弟子に對して、一向專念の義を述べ給うに、御弟子西阿弥陀仏推参して、「斯くの如くの御義、努々あるべからず候。各々御返事を申し給うべからず」と申しければ、上人宣わく、「汝経釈の文を見ずや」と。西阿申さく、「経釈の文は然りと雖も、世間の機嫌を存するばかりなり」と。上人、又宣わく、「我、仮令、死刑に行なわるとも、この事言わずばあるべからず」と。至誠の色、最も切なり。見奉る人、皆涙をぞ落としける。

〔第四段〕 詞書

官人、小松谷の御房にむかひて、いそき配所へ「うつり給へきよしを責申ければ、ついにみや」こをいてたまふ、月輪殿、御餘波を、しみて、「法性寺の小御堂に一夜と、めたてまつられ」けり、禪定殿下ハ忠仁公十一代の後胤、累代「攝録の臣として、朝家の憲政、詩哥の才幹、」君これをゆるし、世これをあふきたてまつる、「榮花重職の豪家にあそひ給といへとも、ひとへに」順次往生の御のそみふか、りけり、御出家の「後は、数年上人を嘯して、出離の要道を」たつね、浄土の法門を談したまふ、上人の「頭光を、まのあたり拝見し給しのちハ、一向」に生身の佛のおもひをなし給き、しかるを、「はからざるに、勅勘をかふりたまふよし」をきこしめすより、御なげきなをさり」ならず、去季建永元年三月七日、後の「京極殿にはかにかくれさせ給き、御としわつかに」三十八にそなり給ける、これにつきて、いよく「今生の事をおほしめしすて、ひとすちに後生」菩提の御いとなみなり、上人につねに御對面」ありて、生死無常のことはりをもきこし」めされ、往生浄土の御つとめ、功をかきねつ、聊」御心をもなくさみ給けるに、上人左遷の「罪にあたり給ぬる事、いかなる宿業にて」かゝることをみきくらんとて、勅勘をかふり」たまへる上人ハ、御歎いとなか

りけるに、「禪閣の御悲あさからさりけり、みたて」まつる人も、心のをきところなき程なり、「この事を申と、めさる事、いきて世に」あるかひなければとも、御勘氣のハしめなり、「左右なく申さんもその恐ふかし、連々に御」氣色をうか、ひて、勅免を申をこなふ」へしとそおほせられける、」

釈文

兼実公、御名残を惜しむ

上人の頭光を拝してより、生身の仏の思い深し

子息良経の急死

官人、小松谷の御房に向かいて、急ぎ配所へ遷り給うべき由を責め申しければ、遂に都を出で給う。月輪殿御余波を惜しみて、法性寺の小御堂に一夜留め奉られけり。禪定殿下は忠仁公十一代の後胤、累代摂籙の臣として、朝家の憲政、詩歌の才幹、君これを許し、世これを仰ぎ奉る。栄花重職の豪家に遊び給うと雖も、偏に順次往生の御望み深かりけり。御出家の後、数年前上人を屈して、出離の要道を尋ね、浄土の法門を談じ給う。上人の頭光を、目の辺り拝見し給いし後は、一向に生身の仏の思いを為し給いき。然るを、計らざるに勅勘を蒙り給う由を聞き召すより、御嘆き等閑ならず。去年建永元年三月七日、後京極殿俄に隠れさせ給いき。御歳僅かに三十八にぞなり給いける。これに就きて、愈々今生の事を思し召し捨てて、一途に後生菩提の御営みなり。

機を見て上人の
勅免を請わんと
のべらる

上人に常に御対面ありて、生死無常の理をも聞き召され、往生浄土の御勤め、功を重ねつつ、聊か御心をも慰み給いけるに、上人左遷の罪に当たり給ぬる事、如何なる宿業にて斯かる事を見聞くらんとて、勅勘を蒙り給える上人は、御歎きいとなかりけるに、禅閣の御悲しみ浅からざりけり。見奉る人も、心の置き所なき程なり。「この事を申し留めざる事、生きて世に在る甲斐なければども、御勤気の始めなり。左右なく申さんもその恐れ深し。連々に御気色を窺いて、勅免を申し行なうべし」とぞ仰せられける。

〔奥書〕

三十三卷新綉数二十丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

第三十四卷

〔第一段〕 詞書

三月十六日に、花洛をいて、夷境におもむ」き給に、信濃國の御家人、角張の成阿弥陀佛、「力者の棟梁として最後の御ともなりとて、御」輿をかく、おなしさまにしたかひたてまつる」僧六十餘人なり、をよそ上人の一期の威儀ハ、「馬車輿などにのり給はす、金剛草履にて」歩行し給き、しかれとも、老邁のうへ、長途たや」すからざるによりて、乗輿ありけるにこそ、「御なこりを、しみ、前後左右にはしりした」かふ人、幾千万といふ事をしらす、貴賤のかなし」むこゑちまたにみち、道俗のしたふなミタ」地をうるをす、かれらをいさめ給けることハ」には驛路ハこれ大聖のゆく所なり、漢家にハ」一行阿闍梨、日域にハ役優婆塞、謫居ハ又、権化の」すむ所なり、晨旦には白樂天、吾朝には菅丞相」なり、在纏出纏みな火宅なり、真諦俗諦しかし」なから水驛なり、とそおほせられける、さて禅定」殿下、土左國まではあまりにはるかなる程なり、「わか知行の國なれはとて、讃岐國へそうつし」たてまつられける、御なこりやるかたなくおほ」しめされけるにや、禅閣御消息を送られけるに、」

ふりすて、ゆくハわかれのはしなれと」ふミわたすへきことをしそおもふ」
と侍ければ、上人御返事、

露の身ハこ、かしこにてきえぬとも」こ、ろはおなし花のうてなぞ」

釈文

信濃国の御家人
角張の成阿弥陀
仏御輿をかつぐ
法然上人、一期
の威儀は金剛草
履にて歩行
老邁、長途ゆえ
乗輿される

三月十六日に、花洛を出でて夷境に赴き給うに、信濃国の御家人、角張の成阿弥陀仏、力者の棟梁として最後の御供なりとて、御輿を昇く。同じさまに従い奉る僧六十余人なり。凡そ上人の一期の威儀は、馬・車・輿等に乗りに給わず、金剛草履にて歩行し給いき。然れども、老邁の上、長途容易からざるによりて、乗輿ありけるにこそ、御名残を惜しみ、前後左右に走り従う人、幾千万という事を知らず。貴賤の悲しむ声巷間に満ち、道俗の慕う涙、地を潤す。彼等を諫め給いける言葉には、「駅路はこれ大聖の行く所なり。漢家には一行阿闍梨、日域には役優婆塞、諦居は又、権化の住む所なり。震旦には白楽天、吾朝には菅丞相なり。在纏・出纏、皆火宅なり。真諦・俗諦、然しながら水駅なり」とぞ仰せられける。さて禅定殿下、「土佐国までは余りに遥かなる程なり。我が知行の国なれば」とて、讃岐国へぞ移し奉られける。御名残遣方なく思し召されける

兼美公知行の讃
岐国へ移し奉る

にや、禪閣御消息を送られけるに、

振り捨てて行くは別れの橋なれど踏み渡すべきことをしぞ思う

と侍りければ、上人御返事、

露の身は此処彼処にて消えぬとも心は同じ花の台ぞ

〔第二段〕 詞書

鳥羽のみなみの門より、川船にのりて「くたりたまふ、」

釈文

鳥羽とばの南みなみの門もんより、川船かわぶねに乗りて下り給くだたまう。

〔第三段〕 詞書

鳥羽の南の門

攝津國經の嶋につき給にけり、かのしまは、「平相國、安元の寶曆に、一千部の法華經を石の」面に書寫して、湯とたる波の底にしつむ、鬱と「たる魚鱗をすくはむかために、村里の男」女、老少そのかすおほくあつまりて、上人に「結縁したてまつりけり、」

釈文

撰津国経の島に
到着、村人結縁
す

撰津国経せつつのくにきやうの島しまに着つき給たまひにけり。彼の島しまは、平相国へいしようこく、安元あんげんの宝曆ほうれきに、一千部いつせんぶの『法華経』ほっけきやうを石いしの面おもてに書しよ写しやして、漫々まんまんたる波なみの底そこに沈しずむ。鬱々うつうつたる魚鱗ぎよりんを救すくむが為ために。村里むらざとの男女なんによ、老少ろうしやうその数かず多く集あつまりて、上人しようにんに結縁けちえんし奉たてまつりけり。

〔第四段〕 詞書

播摩國高砂の浦につき給に、人おほく結縁し」けるなかに、七旬あまりの老翁、六十あまりの「老女、夫婦なりけるか申けるハ、わか身は、この「浦のあまなり、おさなくより、すなとりを」業とし、あしたゆふへに、いろくつの命をたち」て、世をわたるはかりこと、す、もの、命をころす」ものは、地獄におちてくるシミたえかたく」侍なるに、いか、してこれをまぬかれ侍る」へき、たすけさせ給へとて、手をあはせてなき」けり、上人あはれミて、汝かことくなるものも、「南無阿弥陀佛となふれは、佛の悲願に」乗して浄土に往生すへきむね、ねんころに」おしへ給ければ、二人ともに涙にむせひつ、」よろこひけり、上人の仰をうけたまはりて」のちハ、ひるは浦にいて、手にすなとりする」事やまさりけれとも、口には名号をとなへ、」

播磨国高砂の浦
に着き、老翁・
老女を教化

よるは家にかへりて、二人ともにこゑをあけて、「終夜念佛する事、あたりの人もお
とろく」はかりなりけり、つるに臨終正念にして、「往生をとけにけるよしつたへ
き、給て、」機類万品なれとも、念佛すれば往生する現證」なりとそおほせられけ
る、」

釈文

播磨国高砂の浦に着き給うに、人多く結縁しける中に、七旬余りの老翁、六
十余りの老女、夫婦なりけるが申しけるは、我が身は、この浦の海人なり。幼
くより漁を業とし、朝夕に、鱗の命を絶ちて、世を渡る計り事とす。物の命
を殺す者は、地獄に墜ちて苦しみ堪え難く侍るなるに、如何してこれを免れ侍
べき。助けさせ給えとて、手を合せて泣きけり。上人哀れみて、汝が如くな
る者も、南無阿弥陀仏と唱うれば、仏の悲願に乗じて浄土に往生すべき旨、懇
ろに教え給いければ、二人共に涙に噎びつつ喜びけり。上人の仰せを承りて
後は、昼は浦に出でて、手に漁する事止まざりけれども、口には名号を唱え、
夜は家に帰りて、二人共に声を上げて終夜念佛する事、辺りの人も驚くばかり
なりけり。遂に臨終正念にして、往生を遂げにける由伝え聞き給いて、機類万

品なれども、念仏すれば往生する現証なりとぞ仰せられける。

〔第五段〕 詞書

同國室の泊につき給に、小船一艘ちかつききたる、これ遊女かふねなりけり、遊女申「さく、上人の御船のようけたまはりて推參」し侍なり、世をわたる道まちくなり、いかな」るつみありてか、かゝる身となり侍らむ、この「罪業おもき身、いかにしてかのちの世たすか」り候へき、と申ければ、上人あはれミての給「はく、けにもさやうにて世をわたり給らん」罪障、まことにかろからされハ、酬報またハかり「かたし、もしかゝらすして、世をわたり給」ぬへきはかりことあらは、すみやかにその「わさをすて給へし、もし餘のはかりことも」なく、又、身命をかへりみさるほどの道心いまた「おこりたまはすは、たゝ、そのまゝにて、もハラ」念佛すへし、弥陀如来ハさやうなる罪人の「ためにこそ、弘誓をもたてたまへる事にて」侍れ、たゝ、ふかく本願をたのミて、あへて卑下」する事なかれ、本願をたのみて念仏せハ、「往生うたかひあるましきよし、ねんころに」をしへ給ければ、遊女随喜の涙をなかしけり、「のちに上人の給けるハ、この遊女信心堅固なり、」さためて往生をとくへしと、歸洛のとき、「こゝ」にてたつね給けれハ、上人の御教訓をうけ「たまはりてのちは、

このあたりちかき山里」にすみて、一すちに念佛し侍しか、いくほと」なくて臨終正念にして往生をとけ侍き、と」人申けれハ、しつらんく、とそおほせられける、」

釈文

室の泊にて遊女を教化

同 国室の泊に着き給うに、小船一艘近付き来る。これ遊女が船なりけり。遊女申さく、「上人の御船の由承りて推参し侍るなり。世を渡る道区々なり。如何なる罪ありてか、斯かる身となり侍らむ。この罪業重き身、如何にしてか後の世助かり候べき」と申しければ、上人哀れみて宣わく、「実に左様にて世を渡り給うらん罪障、真に軽からざれば、酬報又計り難し。若し斯からずして、世を渡り給わぬべき計り事あらば、速やかにその業を捨て給うべし。若し余の計り事もなく、又、身命を顧みざる程の道心未だ起り給わずば、唯、その儘にて、もつぱら念仏すべし。弥陀如来は、左様なる罪人の為にこそ、弘誓をも立て給へる事にて侍れ。唯、深く本願を馮みて、敢えて卑下する事なかれ。本願を馮みて念仏せば、往生疑いあるまじき」由、懇ろに教え給いければ、遊女随喜の涙を流しけり。後に上人宣いけるは、「この遊女、信心堅固なり。定めて往生を遂ぐべし」と。帰洛の時、ここに尋ね給いければ、「上人の御教訓を承りて後

唯、そのままして専ら念仏し、深く本願を憑みて卑下することなかれと教化

は、この^{あた}辺^{ちか}り^{やま}近^きき^{やま}山^{さと}里^にに^す住^みみて、一^{ひと}途^{すじ}に^{ねん}念^{ぶつ}仏^しし^は侍^りしが、幾^{いく}程^{ほど}な^くて^{りん}臨^{じゆう}終^し正^{しよう}念^{ねん}
にして^{おう}往^{じよう}生^とを^は遂^べげ^は侍^りき」と人^{ひと}申^{もう}し^らば、「為^しつらん^し為^しつらん」とぞ^お仰^おせられ
ける。

〔奥書〕

三十四卷新番数廿四丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住

第三十五卷

〔第一段〕 詞書

三月廿六日、讃岐國塩飽の地頭、駿河權守高階「保遠入道西忍か館につき給にけり、西忍、去夜の」ゆめに、満月輪のひかり赫奕たる、たもとに「やとるとみてあやしミおもひけるに、上人入御」ありけれハ、この事なりけりと思ひあはせ」けり、薬湯をまうけ、美膳をと、のへ、さま／＼にもて「なしたてまつる、上人、念仏往生の道こまかにさつけ」給けり、なかにも不輕大士の、杖木瓦石をしのひて、「四衆の縁をむすひ給しかことく、いかなるはか」り事をめくらしめても、人をすゝめて念佛せ」しめたまへ、あへて人のためにハ侍ぬぞ、とかへ」す／＼附属し給ければ、ふかくおほせのむね」をまもるへきよしをそ申ける、その、ちは、「自行化他、念佛のほか他事なかりけり、」

釈文

さんがつに じゆうろくにち さんがつに じゆうろくにち
三月二十六日、讃岐国塩飽の地頭、駿河權守高階保遠入道西忍が館に着き

讃岐国塩飽の地頭、高階保遠入道西忍の館に着く
法然上人、西忍に念仏往生の道を勸化される

自行化他、念仏の外なし

給いにけり。西忍、去んぬる夜の夢に、満月輪の光赫奕たる、袂に宿ると見て怪しみ思ひけるに、上人入御ありければ、この事なりけりと思ひ合わせけり。薬湯を儲け、美膳を調べ、さまざまに持て成し奉る。上人、念仏往生の道細かに授け給ひけり。中にも不軽大士の、杖木・瓦石を忍びて四衆の縁を結び給ひしが如く、「如何なる計り事を廻らしても、人を勧めて念仏せしめ給え、敢えて人の為には侍らぬぞ」と返す返す附屬し給ひければ、深く仰せの旨を守るべき由をぞ申しける。その後は、自行化他、念仏の外他事なかりけり。

〔第二段〕 詞書

讃岐國子松庄におちつき給にけり、當庄の内、「生福寺といふ寺に住して、無常のことはりを」ととき、念仏の行をす、め給ければ、當國近國の男女「貴賤、化導にしたかふもの、市のことし、惑ハ邪見」放逸の事業をあらため、或ハ自力難行の執情を「すて、念佛に歸し、往生をとくるものおほかり」けり、邊土の利益をおもへは、朝恩なりとよろ「こひ給けるも、まことにことはりにそおほえ侍る、かの」寺の本尊、もとは阿弥陀の一尊にておハしましけるを、「在國のあひた、脇士をつくりはへられけるうち、勢至」をハ上人みつからつくり給て、法然本地身、大勢至菩薩、「爲度衆生

故、顕置此道場、我毎日影向、擁護歸依衆、一必引導極樂、若我此願念、不令成就者、

永不取正覺」とそかきをかれける、勢至の化身として、みつからその「躰をあらハし、
なのり申されける、まことにいみ」しくたうとき事にてそ侍ける、」

釈文

讚岐国、小松庄
に着く
生福寺に住す

讚岐国小松庄に落ち着き給いにけり。当庄の内、生福寺という寺に住して、
無常の理を説き、念仏の行を勧め給いければ、当国・近国の男女貴賤、化導に
従う者、市の如し。或は邪見放逸の事業を改め、或は自力難行の執情を捨てて、
念仏に帰し往生を遂ぐる者多かりけり。辺土の利益を思えば、朝恩なりと喜び
給いけるも、真に理にぞ覚え侍る。彼の寺の本尊、元は阿弥陀の一尊にておわ
しましけるを、在国の間、脇土を造り加えられける内、勢至をば上人自ら造り
給いて、「法然の本地身は大勢至菩薩なり。衆生を度せんが為の故に、此の道場
に顕わし置く。我每天影向し、帰依の衆を擁護して、必ず極樂に引導せん。若し
我をして、此の願念成就せしめずんば、永く正覚を取らじ」とぞ書き置かれけ
る。勢至の化身として、自らその体を現わし名乗り申されける、真にいみじく貴
き事にてぞ侍りける。

上人、勢至菩薩
像を造り、「法
然本地身大勢至
菩薩云々」と書
かれる

〔第二段〕 詞書

上人左遷ののち、月輪の禪閣、朝暮の御なけき」あさからす、日來の御不食いよく
おもらせ給て、大漸」の期ちかつかせ給ふ、藤中納言光親卿をめして 仰」をかれけ
るハ、法然上人年来歸依のいたり、さためて」存知あるらん、今度の 勅勘を申ゆる
さすして、謫所へ」うつられぬる事、いきて世にある甲斐なきに」似たり、しかれと
も、嚴旨ゆるからす、左右なく申」さむ事おそれおほゆるゆへに、後日を期して」す
くるところに、すてに終焉にのそめり、今生の」うらみこの事があり、我他界におも
むくといふとも、」連々に御氣色をうか、ひて、恩免を申をこな」はるへし、とかき
くとき仰られければ、光親卿、仰」のむね更に如在を存へからさるよし申て、涙をな
か」されけり、同四月五日、御臨終正念にして、念佛數十」遍、禪定にいるかことく
して、往生をとけさせ給ぬ、」御とし五十八なり、上人左遷の、ち、いく程なくて、」
この御事きこへけり、御あはれをしはかるへし、後の」京極殿ハ、さきた、せ給ぬ、
その御子東山の禪閣、家督」にて御あとをうけつかせ給き、月輪殿御歸依の餘慶を」
うけ、おなしく上人の勸化を御信仰ありけり、ことに」六方恒沙の諸佛の證誠をたう
とみて、阿弥陀經十萬」卷摺寫の大願をおこし、かた木を異朝にひらかせられて、」

摺寫の弘通をひろくせらる、かの經おほく吾朝に流布」せり、發願の志趣、經の奥にのせらる、かの状云、十萬の」寫功によりて、万徳の尊容を礼し、弥陀の説法をき、て、「普賢の願海にいり、随類の形を化現して、舊土の徒を」慈愍し、あまねく長夜のねふりをおとろかして、ひと」しく覚悟の暁にいたらしめむ、衆生無始の身宴坐」た、眼にあり、塵点劫数の業、こゝろをしつむるに念をいてす、「哀哉、この筆舌、はしめてこの言語をかたらむ事、ねか」はくハ、紫金の毫光、白骨の微劫をてらし給へとなり、「于時、文曆第二歳乙未仲春第二日、従一位藤原朝臣道家敬白、云、「發願のむね自他をかね、異朝にをよほして、その願を」はたされける御こゝろさし、まことにたうとくも侍かな、」

釈文

月輪の禪閣、大漸の期に近付く
上人の勅勘を得ないまま死期が近付くは今生の恨み

上人左遷の後、月輪の禪閣、朝暮の御嘆き浅からず。日来の御不食愈々重らせ給いて、大漸の期近付かせ給う。藤中納言光親卿を召して仰せ置かれけるは、「法然上人、年来帰依の至り、定めて存知あるらん。今度の勅勘を申し許さずして、謫所へ移られぬる事、生きて世に在る甲斐なきに似たり。然れども、蔽旨緩からず。左右なく申さむ事恐れ覚ゆる故に、後日を期して過ぐる所に、既

兼実公、臨終正念に往生

藤原道家、阿弥陀經十卷摺写の大願をおこす

に終焉しゆうえんに臨のぞめり。今生こんじやうの恨うらみこの事ことに在あり。我他界われたかいに赴おもむくといふとも、連々れんれんに御気色みけしきを窺うかがいて恩免おんめんを申し行おこなわるべし」と搔かき口説くどき仰おほせられければ、光親卿みつちかきやう仰おほせの旨更むねさらに如在にやさいを存そんすべからざる由よし申まうして、涙なみだを流ながされけり。同おなじく四月五日しがついつつか、御臨終ごりんじゆう正念しやうねんにして、念仏ねんぶつ數十遍すうじゆつべん、禪定ぜんじやうに入るが如ごとくして、往生おうじやうを遂たげさせ給たまいぬ。御歳おんとし五十八じゆうはちなり。上人しやうじん左遷させんの後のち、幾程いくほどなくてこの御事おんこと聞きこえけり。御哀おんあはれ、推おし量はかるべし。後京のちのきやう極ごく度どは先立さきだたせ給たまいぬ。その御子おんこ東山ひがしやまの禪閣ぜんかく、家督かどくにて御跡おんあとを受け継つがせ給たまいき。月輪殿つきわ御帰依どのおんきえの余慶えを受け、同じく上人しやうじんの勸化かんげを御信仰ごしんじゆうありけり。殊ことに六方恒沙ろつぽうごうじやの諸仏しよぶつの証誠しやうじやうを貴とうとみて、『阿弥陀經あみだきやう』十萬卷じゆうまんがん摺写しやうしやの大願だいがんを起おこし、形木かたぎを異朝いちやうに開ひらかせられて、摺写しやうしやの弘通ぐづうを廣ひろくせらる。彼の經きやう多く吾朝わがらやうに流布るふせり。発願ほつがんの旨趣ししゆ、經きやうの奥おくに載のせらる。彼の状かに云いわく、「十萬じゆうまんの写功しやこうによりて、万德まんどくの尊容そんようを礼らいし、弥陀みだの説法せつぽうを聞ききて、普賢ふげんの願海がんかいに入り、随類ずいるいの形かたちを化現けげんして、旧土きうどの徒ともを慈愍じみんし、遍あまねく長夜じやうやの眠ねむりを驚おどろかして、等ひとしく覚悟かくごの暁あかつきに到いたらしめむ。衆生しゆじやう無始むしの身み、冥坐えんざ唯眼ただまなこに在あり。塵点劫数じんてんくさうの業ごう心を鎮しずむるに念ねんを出いでず。哀あわれやこの筆舌ひつぜつ、初はじめてこの言語ごんごを語かたらむ事こと。願ねがわくば、紫金しこんの毫光ごうかう、白骨はくこつの微劫みくわうを照てらし給たまえとなり。時に文曆ぶんりき第二だいに歳さい、乙未きのとひつちじゆう仲ちゆう春しゆん第一だいに日にち、從じゆうい一位いちい藤原朝臣道家ふじわらのあそんみちいえいげやくうなん敬白かうん、云々うんぬん」發願ほつがんの旨むね、自他じたを兼かね、異朝いちやう

およ
及ぼして、その願がんを果はたされける御志おんこころざし、真まことに貴とうとくも侍はべるかな。

〔第四段〕 詞書

上人流刑のよし、遠近にきこえしかは、津戸三郎」為守ふかくこれをなきて、遼遠のさかひなり」といへとも、武蔵國より讃岐國へ書状を進ずるとき、「上人の御返事云、七月十四日の御消息、八月廿一日に」見候ぬ、はるかのさかひに、かやうに仰らて候」御こゝろさし、申つくすへからず候、まことにしかる」へき事にて、かやうに候、とかく申はかりなく候、」但、今生の事ハ、これにつけてもわれも人もおもひしるへき事に候、いとひてもいとむと思食へく候、」けふあすともしり候ハぬ身に、かゝるめを見候、心」うき事にて候へとも、されはこそ穢土のならひにてハ」候へ、たゝ、とくく〱往生をせハやとこそ思候へ、たれも」これを遺恨の事なとハ、ゆめにも思食へからず候、」しかるへき身の宿報と申、又、穢悪宛滿のさかひ、」これにハしめぬ事にて候へは、なに事につけても、」たゝ、いそき〱往生をしてむと思へきことに候、云々、」御ふみのおもむき、よにあはれにそおほえ侍る、」

津戸三郎、書状
を進ずる、上人
の御返事

釈文

上人流刑の由、遠近に聞こえしかば、津戸三郎為守深くこれを嘆きて、遼遠の境なりと雖も、武蔵国より讃岐国へ書状を進ずる時、上人の御返事に云く、
「七月十四日の御消息、八月二十一日に見候いぬ。遙かの境に、斯様に仰せられて候。御志、申し尽くすべからず候。真に然るべき事にて、斯様に候。免角申すばかりなく候。但し、今生の事は、これに就けても我も人も思い知るべき事に候。厭いても厭わむと思食すべく候。今日、明日とも知り候わぬ身に、斯かる目を見候。心、憂き事にて候えども、さればこそ穢土の習にては候え。唯、疾く疾く往生をせばやとこそ思い候え。誰もこれを、遺恨の事などは夢にも思食すべからず候。然るべき身の宿報と申し、又、穢悪充滿の境、これに始めぬ事にて候えば、何事に就けても、唯、急ぎ急ぎ往生をしてむと思ふべき事に候、云々」御文の趣、世に哀れにぞ覚え侍る。

〔第五段〕

詞書

直聖房といふ僧ありき、上人の弟子となりて、一向専念の行を修す、あるとき熊野

直聖房、熊野権
現の夢告により、
上人は勢至の化
現と知り、間も
なく往生す

山へ」まいりたりけるに、上人の配流せられ給よし」をき、て、いそぎ下向せむとしけるに、にはか」に重病をうけて、下向かなはさりければ、「ねんころに権現にいのり申けるに、かの」僧のゆめに、臨終すてにちかつけり、下向」しかるへからすとしめし給ければ、法然上人の御」事あまりにおほつかなく候へは、はやく下向」してうけたまはりたく候、と申ければ、かの」上人は勢至菩薩の化現なり、不審すへからす、と」かさねてしめしおほせらるとみて夢さめぬ、」其後、いくほとをへすして、臨終正念にして」往生をとけにけり、」

积文

直聖房じきしょうぼうという僧そうあ在りき。上人しようにんの弟子でしとなりて、一向專念いっこうせんねんの行ぎょうを修しゆす。或ある時とき、熊野山くまのさんへ参まいりたりけるに、上人しようにんの配流はいりゅうせられ給たまう由よしを聞ききて、急いそぎ下向げこうせむとしけるに、俄にわかに重病じゆうびょうを受けて下向げこう叶なわざりければ、懇ねんろに権現けんげんに祈いのり申しけるに、彼の僧かのそうの夢ゆめに、「臨終りんじゆう既に近付ちかづけり。下向げこう然しかるべからず」と示しめし給たまいければ、「法然ほうねん上人しようにんの御事おんこと、余あまりに覚束おぼつかなく候さうらえば、早はやく下向げこうして承うけたまわりたく候さうらう」と申しければ、「彼かの上人しようにんは、勢至菩薩せいしぼさつの化現けげんなり、不審ふしんすべからず」と重ねかさねて示しめし仰おほせらると見て夢覚ゆめさめぬ。其その後のち、幾程いくほどを経へずして、臨終りんじゆう正念しようねんにして往生おうじようを遂と

げにけり。

〔第六段〕 詞書

上人在國のあひた、國中靈驗の地巡礼し給ふ」なかに、善通寺といふてらハ、弘法大師、父のために「たてられたるてらなりけり、この寺の記文に、「ひとたひもまうてなん人は、かならず一佛浄土の」ともたるへしとあり、このたひのおもひいて、この」事なり、とそよろこひ仰られける、」

釈文

上人、靈驗の地を巡礼
善通寺の記文

上人在國の間、國中靈驗の地、巡礼し給う中に、善通寺という寺は、弘法大師、父の為に建てられたる寺なりけり。この寺の記文に、「二度も詣でなん人は、必ず一仏浄土の朋たるべし」とあり、「この度の思い出で、この事なり」とぞ喜び仰せられける。

〔奥書〕

三十五卷新綉数廿一丁

四十八卷繪傳

知恩院
常住